

令和3年度

成田国際空港周辺  
航空機騒音測定結果報告書

令和5年2月

千葉県環境生活部

## はじめに

成田国際空港（旧新東京国際空港）は、日本の表玄関として昭和53年5月に開港し、現在ではA滑走路（4,000メートル）、B滑走路（2,500メートル）の2本の滑走路による運用が行われています。

空港機能強化策として、令和元年10月からA滑走路の夜間飛行制限が緩和されました。また、B滑走路の延伸及びC滑走路の増設が予定されており、将来、航空機の発着回数が大幅に増加することが予想されます。

航空機騒音対策として、県では、昭和53年8月に成田国際空港に発着する航空機騒音の影響を強く受ける関係市町の地域を、生活環境の保全のうえで維持することが望ましいとされる環境基準の適用地域に指定しました。また、空港周辺での航空機騒音の分布状況と環境基準の達成状況を把握するため、空港設置者である成田国際空港株式会社（NAA）や周辺市町と連携して、固定測定局を設置し、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団が管理する航空機騒音集計処理システムを用いて常時監視を実施し、環境基準達成状況の評価を行っています。

成田国際空港においては、騒音影響の軽減のため、低騒音型機の導入促進等の対策がとられていますが、いまだ環境基準が達成されていない地域があることから、県では、適宜、国及びNAAに対し、環境基準の早期達成に向けて、対策の実施を要請しているところです。

本報告書は、令和3年度における空港周辺の航空機騒音測定結果をとりまとめ、環境基準の達成状況等を整理したものです。

なお、令和3年度の環境基準達成率は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により航空機需要が大幅に減少した令和2年度と比べて低下しましたが、令和元年以前と比べると向上しています。

しかしながら、いまだ環境基準が達成されていない地域があることや、空港機能強化により将来的に成田空港の飛行回数が増加することから、今後も引き続き環境基準の達成状況を把握するため、航空機騒音の監視を行ってまいります。

また、本書では環境基準達成状況に加え、評価指標である「時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）」等の経年変化や、測定局ごとの結果詳細についても示しています。

本報告書が今後の航空機騒音軽減対策に役立てば幸いに存じます。

令和5年2月

千葉県環境生活部大気保全課長 庄山 公透

# 目 次

第 1	本編	
1	測定目的	1
2	測定体制	1
3	測定期間	1
4	測定・評価の概要	5
	(1) 主な使用機器	
	(2) 集計及びデータ処理の方法	
5	測定結果及び環境基準達成状況	6
第 2	資料編	
1	測定結果（固定測定局別）	
	(1) 月間 $L_{den}$	9
	(2) 年間 $L_{den}$ の経年変化	12
	(3) 最大騒音レベルの年平均値（パワー平均）の経年変化	13
	(4) WECPNL の経年変化	15
第 3	参考資料	
1	空港の概要	
	(1) 名称	17
	(2) 設置者	17
	(3) 所在地	17
	(4) 敷地面積	17
	(5) 基本施設	17
	(6) 運用状況	18
	(7) 飛行コース概略図	19
	(8) 経緯	23
2	関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）	
	(1) 航空機騒音に係る環境基準について（告示）	29
	(2) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（通知）	31
	(3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定（千葉県告示）	33
	(4) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（通知）	34
3	航空機騒音に係る関係機関に対する要請等	36
4	成田国際空港周辺における環境対策の体系	42
5	用語の説明	
	(1) $L_{den}$ （時間帯補正等価騒音レベル）	43
	(2) $L_{AE}$ （単発騒音暴露レベル）	43
	(3) WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）	44
	(4) パワー平均	44
6	測定結果等の HP 公開情報	45



# 第 1 本編



## 1 測定目的

県は、成田国際空港周辺地域において、成田市、富里市、山武市、栄町、多古町、芝山町及び横芝光町の全域（工業専用地域及び空港の敷地を除く。）に航空機騒音に係る環境基準の地域類型を指定しており、航空機騒音の状況と環境基準の達成状況を把握することを目的として、固定測定局による騒音常時監視を実施している。

## 2 測定体制

県、成田市、山武市、香取郡多古町及び山武郡芝山町並びに成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）が県内90か所に固定測定局を設置している。

固定測定局の区分及び位置並びに環境基準の類型指定地域を図1（P.2）に、固定測定局一覧を表2（P.3～4）に示す。

また、機関別の固定測定局数の推移を表1に示す。

表1 固定測定局数（機関別）の推移

機関名	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
千葉県	23	23	23	23	23
成田市	25	25	26	26	26
芝山町	9	9	9	9	9
山武市	1	1	1	1	1
多古町	1	1	1	1	1
NAA	30	30	30	30	30
合計	89	89	90	90	90

## 3 測定期間

令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月31日

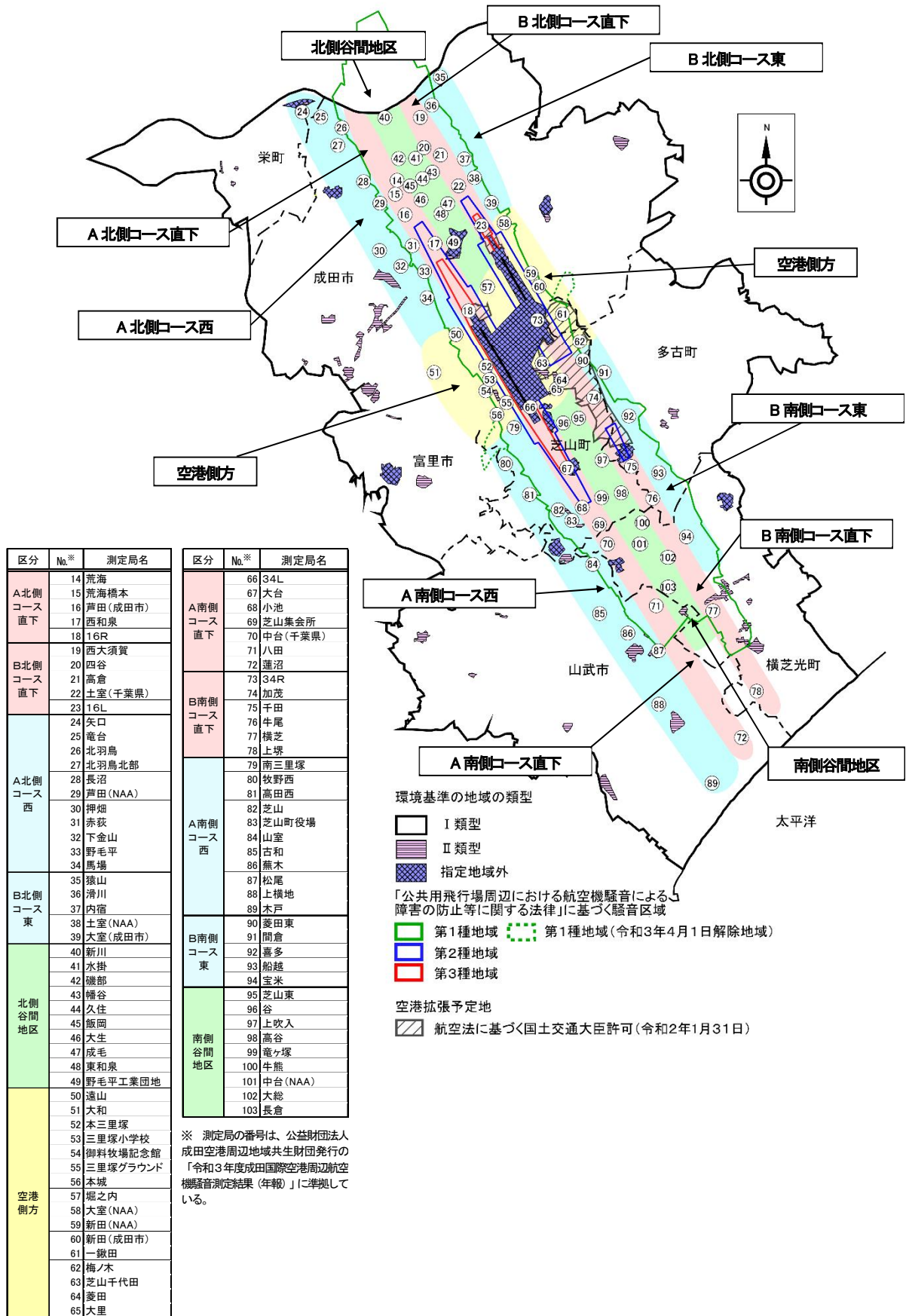


図1 固定測定局の区分及び位置並びに環境基準の類型指定地域



表2 固定測定局一覧

(空港北側)

区分	局 No.	所在地	測定局名	設置施設名	環境基準の類型	騒音区域※	管理者	区分詳細
A北側コース直下	14	成田市	荒海	荒海共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	A滑走路北側の飛行予定コースから東西におよそ400m以内に設置されている測定局
	15	成田市	荒海橋本	荒海共生プラザ	I 類型	第1種	成田市	
	16	成田市	芦田(成田市)	成田市芦田	I 類型	第1種	成田市	
	17	成田市	西和泉	PGM総成ゴルフクラブ	I 類型	第2種	千葉県	
	18	成田市	16R	A滑走路北端	指定地域外	空港内	NAA	
B北側コース直下	19	成田市	西大須賀	西大須賀共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	B滑走路北側の飛行予定コースから東西におよそ400m以内に設置されている測定局
	20	成田市	四谷	四谷青年館	I 類型	第1種	千葉県	
	21	成田市	高倉	高倉高度コース局	I 類型	第1種	千葉県	
	22	成田市	土室(千葉県)	久住パークゴルフ場	I 類型	第1種	千葉県	
	23	成田市	16L	北総VOR/DME用地内	I 類型	第3種	NAA	
A北側コース西	24	栄町	矢口	矢口集会所	I 類型	無指定	千葉県	A滑走路北側の飛行予定コースから西側におよそ400m以上離れた位置に設置されている測定局
	25	成田市	竜台	成田市竜台	I 類型	無指定	成田市	
	26	成田市	北羽鳥	成田市北羽鳥	I 類型	無指定	成田市	
	27	成田市	北羽鳥北部	北羽鳥北部共同利用施設	I 類型	無指定	成田市	
	28	成田市	長沼	成田市長沼	I 類型	無指定	成田市	
	29	成田市	芦田(NAA)	芦田排水機場	I 類型	無指定	NAA	
	30	成田市	押畑	押畑親水広場予定地	I 類型	無指定	千葉県	
	31	成田市	赤荻	赤荻共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	32	成田市	下金山	成田市下金山	I 類型	無指定	成田市	
	33	成田市	野毛平	野毛平共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
B北側コース東	34	成田市	馬場	馬場共同利用施設	I 類型	無指定	成田市	B滑走路北側の飛行予定コースから東側におよそ400m以上離れた位置に設置されている測定局
	35	成田市	猿山	成田市役所下総支所	I 類型	無指定	成田市	
	36	成田市	滑川	滑河運動施設	I 類型	第1種	千葉県	
	37	成田市	内宿	内宿共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	38	成田市	土室(NAA)	成田市土室	I 類型	第1種	NAA	
北側谷間地区	39	成田市	大室(成田市)	成田市大室	I 類型	第1種	成田市	空港北側のA、B両滑走路の飛行コース間の位置に設置されている測定局
	40	成田市	新川	新川共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県	
	41	成田市	水掛	水掛共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	42	成田市	磯部	磯部共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	43	成田市	幡谷	幡谷共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	44	成田市	久住	久住小学校	I 類型	第1種	NAA	
	45	成田市	飯岡	飯岡共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	46	成田市	大生	大生共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	47	成田市	成毛	成毛共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
48	成田市	東和泉	成田市東和泉	I 類型	第1種	成田市		
49	成田市	野毛平工業団地	野毛平工業団地管理事務所	指定地域外	第1種	成田市		

(空港側方)

区分	局 No.	所在地	測定局名	設置施設名	環境基準の類型	騒音区域※	管理者	区分詳細
空港側方	50	成田市	遠山	遠山小学校	I 類型	第1種	成田市	A、B両滑走路の東西両側に設置されている測定局
	51	富里市	大和	大和緑ヶ丘自治会館	I 類型	無指定	千葉県	
	52	成田市	本三里塚	本三里塚共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	53	成田市	三里塚小学校	三里塚小学校	I 類型	第1種	NAA	
	54	成田市	御料牧場記念館	三里塚御料牧場記念館	I 類型	無指定	成田市	
	55	成田市	三里塚グラウンド	三里塚NAA施設用地内	I 類型	第1種	NAA	
	56	成田市	本城	成田市本城	I 類型	無指定	成田市	
	57	成田市	堀之内	堀之内共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	
	58	成田市	大室(NAA)	竜面共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	59	成田市	新田(NAA)	成田市新田	I 類型	第1種	NAA	
	60	成田市	新田(成田市)	成田市新田	I 類型	第1種	成田市	
	61	多古町	一鍬田	一鍬田共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	62	芝山町	梅ノ木	菱田梅ノ木集会所	I 類型	無指定	千葉県	
	63	芝山町	芝山千代田	芝山町香山新田	I 類型	第1種	NAA	
	64	芝山町	菱田	菱田共同利用施設	I 類型	第1種	芝山町	
	65	芝山町	大里	住母家集会所	I 類型	第1種	芝山町	

(空港南側)

区分	局 No.	所在地	測定局名	設置施設名	環境基準の類型	騒音区域※	管理者	区分詳細
A 南側 コース 直下	66	芝山町	3 4 L	A滑走路南端	指定地域外	空港内	NAA	A滑走路南側の飛行予定コースから東西におよそ400m以内に設置されている測定局
	67	芝山町	大台	芝山第二工業団地管理事務所	指定地域外	第3種	千葉県	
	68	芝山町	小池	小池共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県	
	69	芝山町	芝山集会所	芝山集会所	I 類型	第1種	芝山町	
	70	横芝光町	中台 (千葉県)	中台共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県	
	71	山武市	八田	八田共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県	
	72	山武市	蓮沼	蓮沼保健センター	I 類型	無指定	NAA	
B 南側 コース 直下	73	成田市	3 4 R	B滑走路南側航空保安施設用地	指定地域外	空港内	NAA	B滑走路南側の飛行予定コースから東西におよそ400m以内に設置されている測定局
	74	芝山町	加茂	加茂公民館	I 類型	第1種	千葉県	
	75	多古町	千田	多古町千田	I 類型	第1種	NAA	
	76	多古町	牛尾	牛尾共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	77	横芝光町	横芝	横芝小学校	I 類型	第1種	NAA	
	78	横芝光町	上堺	上堺小学校	I 類型	無指定	NAA	
A 南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	南三里塚共同利用施設	I 類型	第1種	成田市	A滑走路南側の飛行予定コースから西側におよそ400m以上離れた位置に設置されている測定局
	80	芝山町	牧野西	牧野西部公民館	I 類型	無指定	芝山町	
	81	芝山町	高田西	高田西部公民館	I 類型	無指定	芝山町	
	82	芝山町	芝山	芝山小学校	I 類型	第1種	NAA	
	83	芝山町	芝山町役場	芝山町役場	I 類型	第1種	芝山町	
	84	山武市	山室	山武市山室	I 類型	無指定	NAA	
	85	山武市	古和	古和共同利用施設	I 類型	無指定	千葉県	
	86	山武市	蕪木	蕪木共同利用施設	I 類型	無指定	NAA	
	87	山武市	松尾	松尾ふれあい館	I 類型	無指定	NAA	
	88	山武市	上横地	上横地揚水場	I 類型	無指定	山武市	
89	山武市	木戸	木戸浜共同利用施設	I 類型	無指定	千葉県		
B 南側 コース 東	90	芝山町	菱田東	菱田東公会堂	I 類型	第1種	NAA	B滑走路南側の飛行予定コースから東側におよそ400m以上離れた位置に設置されている測定局
	91	多古町	間倉	多古町間倉	I 類型	無指定	多古町	
	92	多古町	喜多	喜多第二共同利用施設	I 類型	第1種	NAA	
	93	多古町	船越	船越粟田公民館	I 類型	第1種	千葉県	
	94	横芝光町	宝米	九十九里地域水道企業団光取水場	I 類型	第1種	千葉県	
南側 谷間 地区	95	芝山町	芝山東	東小学校	I 類型	第1種	NAA	空港南側のA、B両滑走路の飛行コース間の位置に設置されている測定局
	96	芝山町	谷	芝山町谷	I 類型	第1種	芝山町	
	97	芝山町	上吹入	上吹入青年館	I 類型	第1種	芝山町	
	98	芝山町	高谷	高谷共同利用施設	I 類型	第1種	芝山町	
	99	芝山町	竜ヶ塚	小池第七集会所	I 類型	第1種	千葉県	
	100	横芝光町	牛熊	牛熊共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県	
	101	横芝光町	中台 (NAA)	横芝光町中台	I 類型	第1種	NAA	
	102	横芝光町	大総	大総小学校	I 類型	第1種	NAA	
103	横芝光町	長倉	長倉共同利用施設	I 類型	第1種	千葉県		

※騒音区域は「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき空港設置者による対策が講じられる区域。

第1種区域：住宅の防音工事に対する助成

第2種区域：区域外への移転補償、土地の買入れ

第3種区域：緩衝緑地帯等の整備

#### 4 測定・評価の概要

「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和2年3月環境省）に基づいて実施した。

##### (1) 主な使用機器

- ・航空機騒音自動測定装置  
(DL90R、DL100、DL100S：日本音響エンジニアリング(株)製、NA37：リオン(株)製)
- ・騒音計（(株)小野測器製 LA-4440 または LA-4441）
- ・航空機接近検知識別装置（日本音響エンジニアリング(株)製 RD-90）
- ・航空機最接近検知識別装置（日本音響エンジニアリング(株)製 RD-100）
- ・電波時計

##### (2) 集計及びデータ処理の方法

各測定局で測定したデータは、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団（以下「共生財団」という。）の航空機騒音集計処理システム（以下「共生財団システム」という。）により、一元的に処理している。

また、年間の測定結果については、共生財団が設置する「航空機騒音監視評価委員会」（学識者や関係自治体、NAA等で構成）において評価、確定された後、公表されている。（P.45 参照）

測定局と共生財団システムの構成を図2に示す。

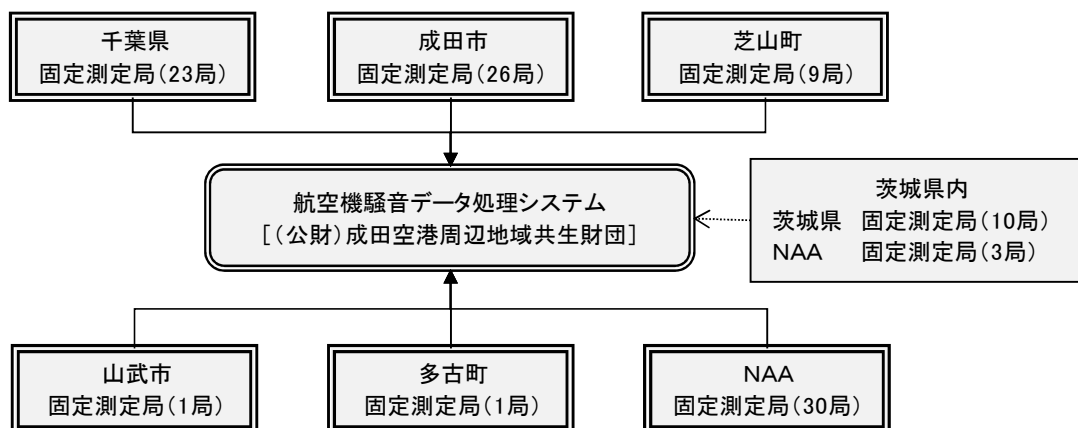


図2 測定局と共生財団システムの構成

## 5 測定結果及び環境基準達成状況

各測定局における測定結果を表3 (P.7~8)に、環境基準の達成状況の推移を表4 (P.8)に示す。また、令和3年度測定結果による航空機騒音(年間 $L_{den}$ )コンターにより、影響範囲を図3に示した。

令和3年度の環境基準達成率は78%で、新型コロナウイルス感染症対策の影響により航空機需要が大幅に減少した令和2年度と比べて3ポイント低下したが、新型コロナウイルス感染症対策の影響が少なかった令和元年と比べると14ポイント向上した。

また、令和3年度と令和2年度の結果を比較すると、比較対象とした89局のうち35局で $L_{den}$ 値に変化がなく、45局で増加し、9局で減少した。

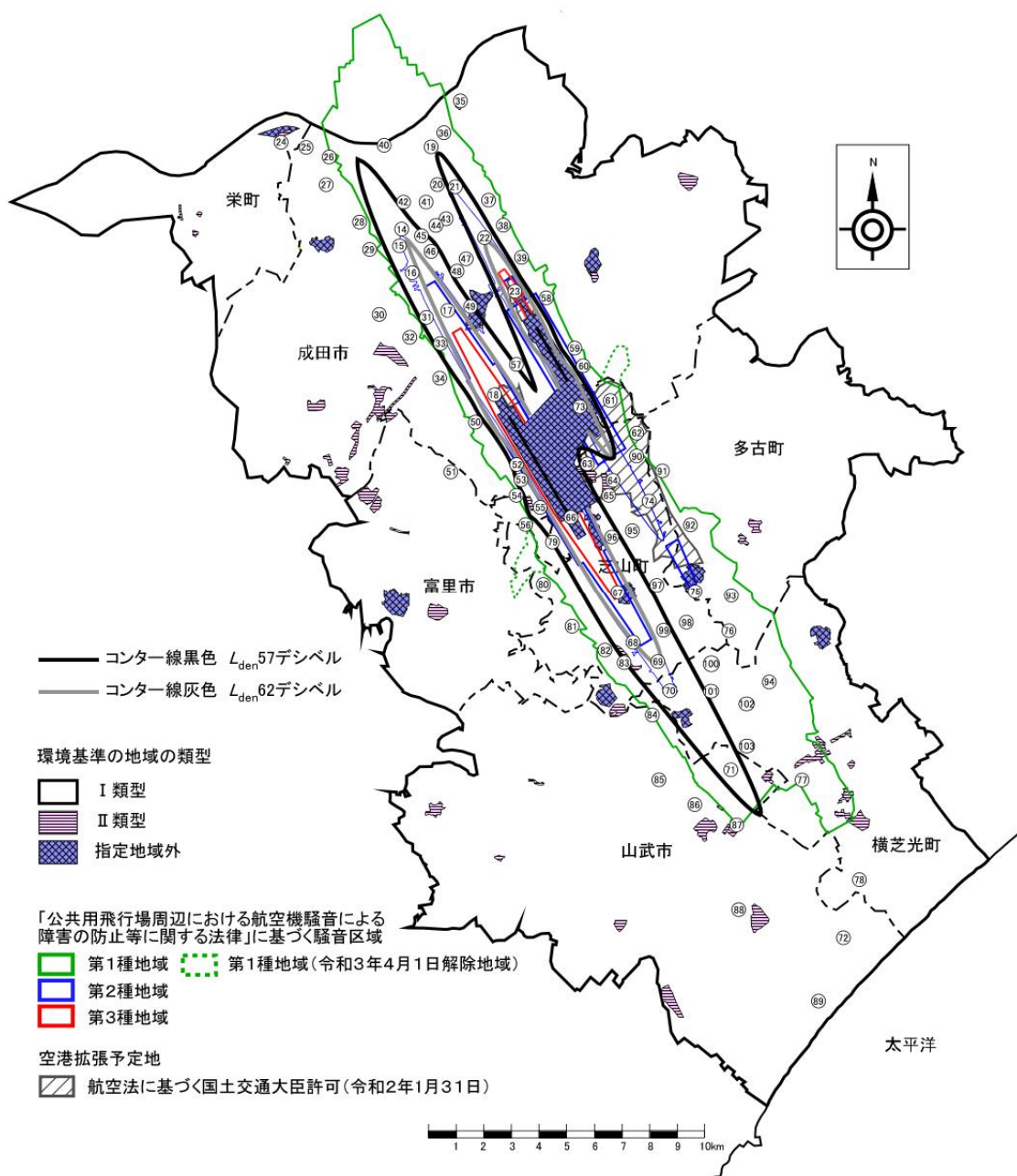


図3 年間 $L_{den}$ コンター図

表3 測定結果一覧※1 (令和3年度)

(空港北側)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型	L <sub>dén</sub> (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均 (回/日)	参考 年間 WECPNL	騒音 区域	測定 機関
					R3 年平均	達成 状況	日 最大	R2 年平均	R3とR2 の差	年平均	年最大				
A北側 コース 直下	14	成田市	荒海	I類型	60	×	64.2	60	0	74.8	88.4	106	72	第1種	NAA
	15	成田市	荒海橋本	I類型	61	×	65.1	61	0	76.0	89.3	99	73	第1種	成田市
	16	成田市	芦田(成田市)	I類型	61	×	65.1	61	0	75.5	91.8	104	73	第1種	成田市
	17	成田市	西和泉	I類型	63	×	67.4	63	0	78.6	93.7	100	76	第2種	千葉県
	18	成田市	16R	指定地域外	70	-	74.4	70	0	88.6	105.5	121	87	空港内	NAA
B北側 コース 直下	19	成田市	西大須賀	I類型	56	○	61.7	53	3	71.9	86.2	126	69	第1種	NAA
	20	成田市	四谷	I類型	55	○	59.8	53	2	68.4	83.4	169	67	第1種	千葉県
	21	成田市	高倉	I類型	58	×	64.9	55	3	75.7	90.7	138	73	第1種	千葉県
	22	成田市	土室(千葉県)	I類型	61	×	68.2	58	3	79.1	95.6	138	77	第1種	千葉県
	23	成田市	16L	I類型	65	×	71.2	62	3	84.5	103.0	161	83	第3種	NAA
A北側 コース 西	24	柴町	矢口	I類型	48	○	53.2	48	0	62.4	75.6	73	59	無指定	千葉県
	25	成田市	竜台	I類型	53	○	58.1	53	0	66.1	81.7	88	63	無指定	成田市
	26	成田市	北羽鳥	I類型	56	○	59.8	56	0	69.2	83.8	99	66	無指定	成田市
	27	成田市	北羽鳥北部	I類型	54	○	59.0	55	-1	67.5	82.0	79	64	無指定	成田市
	28	成田市	長沼	I類型	55	○	59.7	56	-1	68.2	83.0	100	65	無指定	成田市
	29	成田市	芦田(NAA)	I類型	55	○	60.0	55	0	67.9	84.0	100	65	無指定	NAA
	30	成田市	押畑	I類型	49	○	54.6	49	0	63.2	75.4	63	59	無指定	千葉県
	31	成田市	赤荻	I類型	58	×	62.6	58	0	71.1	86.4	98	68	第1種	成田市
	32	成田市	下金山	I類型	50	○	56.1	50	0	67.5	78.6	37	61	無指定	成田市
	33	成田市	野毛平	I類型	58	×	63.4	59	-1	72.6	87.6	94	70	第1種	成田市
	34	成田市	馬場	I類型	53	○	58.6	53	0	68.7	80.5	61	64	無指定	成田市
B北側 コース 東	35	成田市	猿山	I類型	47	○	54.4	43	4	62.9	78.6	96	59	無指定	成田市
	36	成田市	滑川	I類型	52	○	58.4	48※2	-※2	67.9	82.7	121	65	第1種	千葉県
	37	成田市	内宿	I類型	51	○	58.9	46	5	67.1	83.6	109	64	第1種	NAA
	38	成田市	土室(NAA)	I類型	53	○	60.2	48	5	68.9	85.2	121	66	第1種	NAA
	39	成田市	大室(成田市)	I類型	54	○	62.2	50	4	70.7	87.1	129	68	第1種	成田市
北側 谷間 地区	40	成田市	新川	I類型	54	○	58.9	54	0	66.0	80.8	158	64	第1種	千葉県
	41	成田市	水掛	I類型	54	○	59.8	53	1	66.5	85.4	148	65	第1種	成田市
	42	成田市	磯部	I類型	56	○	60.5	56	0	68.9	83.7	127	67	第1種	成田市
	43	成田市	幡谷	I類型	54	○	60.6	53	1	66.9	86.5	152	65	第1種	成田市
	44	成田市	久住	I類型	55	○	60.4	54	1	66.1	81.3	165	65	第1種	NAA
	45	成田市	飯岡	I類型	57	○	62.0	58	-1	69.2	82.7	150	68	第1種	NAA
	46	成田市	大生	I類型	58	×	62.6	58	0	71.0	85.7	118	69	第1種	成田市
	47	成田市	成毛	I類型	54	○	61.6	53	1	68.7	89.4	124	66	第1種	成田市
	48	成田市	東和泉	I類型	56	○	60.9	56	0	68.0	84.2	156	66	第1種	成田市
	49	成田市	野毛平工業団地	指定地域外	57	-	62.2	58	-1	70.8	83.7	100	68	第1種	成田市

(空港側方)

区分	局No.	所在地	測定局名	環境基準の類型	L <sub>dén</sub> (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均 (回/日)	参考 年間 WECPNL	騒音 区域	測定 機関
					R3 年平均	達成 状況	日 最大	R2 年平均	R3とR2 の差	年平均	年最大				
空港 側方	50	成田市	遠山	I類型	56	○	61.0	56	0	69.4	86.3	133	68	第1種	成田市
	51	富里市	大和	I類型	44	○	53.4	44	0	66.1	79.9	14	56	無指定	千葉県
	52	成田市	本三里塚	I類型	58	×	63.6	57	1	73.3	91.8	109	71	第1種	成田市
	53	成田市	三里塚小学校	I類型	59	×	66.0	58	1	72.2	91.1	159	71	第1種	NAA
	54	成田市	御料牧場記念館	I類型	55	○	63.1	55	0	69.8	86.5	99	67	無指定	成田市
	55	成田市	三里塚グラウンド	I類型	61	×	64.9	61	0	74.0	87.4	211	74	第1種	NAA
	56	成田市	本城	I類型	56	○	61.3	55	1	69.1	84.9	119	67	無指定	成田市
	57	成田市	堀之内	I類型	54	○	59.5	55	-1	69.5	84.8	81	66	第1種	成田市
	58	成田市	大室(NAA)	I類型	54	○	63.4	49	5	71.5	86.9	130	69	第1種	NAA
	59	成田市	新田(NAA)	I類型	50	○	57.9	49	1	66.1	85.6	122	64	第1種	NAA
	60	成田市	新田(成田市)	I類型	53	○	62.0	51	2	69.0	89.2	116	67	第1種	成田市
	61	多古町	一鍬田	I類型	47	○	53.1	46	1	63.7	82.4	81	60	第1種	NAA
	62	芝山町	梅ノ木	I類型	46	○	51.9	45	1	63.0	80.9	75	59	無指定	千葉県
	63	芝山町	芝山千代田	I類型	53	○	60.5	53	0	66.1	82.6	125	64	第1種	NAA
	64	芝山町	菱田	I類型	52	○	57.3	52	0	68.1	81.6	86	64	第1種	芝山町
	65	芝山町	大里	I類型	52	○	58.7	51	1	66.5	84.4	107	64	第1種	芝山町

(空港南側)

区分	局 No.	所在地	測定局名	環境基準の類型	L <sub>den</sub> (dB)					騒音レベル (dB)		発生回数 年平均 (回/日)	参考 年間 WECPNL	騒音 区域	測定 機関
					R3 年平均	達成 状況	日 最大	R2 年平均	R3とR2 の差	年平均	年最大				
A南側 コース 直下	66	芝山町	34L	指定地域外	73	-	76.3	72	1	90.0	106.7	179	89	空港内	NAA
	67	芝山町	大台	指定地域外	67	-	71.0	66	1	82.1	96.5	152	81	第3種	千葉県
	68	芝山町	小池	I類型	62	x	66.3	62	0	76.1	91.7	148	74	第1種	千葉県
	69	芝山町	芝山集会所	I類型	62	x	66.7	61	1	75.3	88.9	139	73	第1種	芝山町
	70	横芝光町	中台(千葉県)	I類型	62	x	66.0	61	1	75.2	88.1	143	73	第1種	千葉県
	71	山武市	八田	I類型	59	x	62.4	58	1	71.5	84.7	158	70	第1種	千葉県
	72	山武市	蓮沼	I類型	54	○	57.6	54	0	65.3	79.8	168	64	無指定	NAA
B南側 コース 直下	73	成田市	34R	指定地域外	65	-	71.6	66	-1	88.9	102.8	47	82	空港内	NAA
	74	芝山町	加茂	I類型	53	○	59.8	54	-1	70.3	88.5	70	65	第1種	千葉県
	75	多古町	千田	I類型	52	○	56.8	52	0	67.0	81.4	102	63	第1種	NAA
	76	多古町	牛尾	I類型	51	○	56.2	51	0	65.8	80.3	91	62	第1種	NAA
	77	横芝光町	横芝	I類型	51	○	55.4	51	0	63.9	77.9	112	61	第1種	NAA
	78	横芝光町	上堺	I類型	50	○	54.6	50	0	62.6	76.1	113	60	無指定	NAA
A南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	I類型	57	○	61.5	56	1	72.2	86.7	123	70	第1種	成田市
	80	芝山町	牧野西	I類型	48	○	53.1	47	1	65.1	76.4	59	60	無指定	芝山町
	81	芝山町	高田西	I類型	49	○	54.3	47	2	65.0	75.8	53	59	無指定	芝山町
	82	芝山町	芝山	I類型	55	○	59.4	54	1	66.5	78.8	128	64	第1種	NAA
	83	芝山町	芝山町役場	I類型	57	○	61.8	56	1	69.8	83.2	137	68	第1種	芝山町
	84	山武市	山室	I類型	53	○	57.2	52	1	64.8	79.3	150	63	無指定	NAA
	85	山武市	古和	I類型	49	○	54.8	49	0	62.1	75.7	115	60	無指定	千葉県
	86	山武市	蕪木	I類型	52	○	57.1	51	1	65.1	78.7	133	63	無指定	千葉県
	87	山武市	松尾	I類型	56	○	60.2	55	1	68.3	82.6	134	66	無指定	NAA
	88	山武市	上横地	I類型	48	○	52.8	47	1	60.6	81.6	119	58	無指定	山武市
89	山武市	木戸	I類型	52	○	56.2	52	0	64.3	77.8	135	62	無指定	千葉県	
B南側 コース 東	90	芝山町	菱田東	I類型	48	○	52.4	48	0	65.0	79.4	65	60	第1種	NAA
	91	多古町	間倉	I類型	43	○	50.9	42	1	61.9	76.8	42	55	無指定	多古町
	92	多古町	喜多	I類型	46	○	54.6	45	1	61.5	79.9	78	57	第1種	NAA
	93	多古町	船越	I類型	46	○	51.1	46	0	62.7	75.9	71	57	第1種	千葉県
	94	横芝光町	宝米	I類型	49	○	55.0	50	-1	65.1	80.3	70	60	第1種	千葉県
南側 谷間 地区	95	芝山町	芝山東	I類型	52	○	57.5	51	1	65.4	81.0	125	63	第1種	NAA
	96	芝山町	谷	I類型	58	x	65.3	57	1	72.0	88.6	158	70	第1種	芝山町
	97	芝山町	上吹入	I類型	55	○	60.5	54	1	66.7	79.6	156	65	第1種	芝山町
	98	芝山町	高谷	I類型	53	○	59.0	52	1	65.1	79.5	150	63	第1種	芝山町
	99	芝山町	竜ヶ塚	I類型	58	x	62.2	57	1	71.3	85.9	154	70	第1種	千葉県
	100	横芝光町	牛熊	I類型	53	○	58.1	52	1	65.5	81.8	159	64	第1種	千葉県
	101	横芝光町	中台(NAA)	I類型	56	○	59.7	55	1	67.8	81.6	162	67	第1種	NAA
	102	横芝光町	大総	I類型	52	○	56.4	52	0	64.4	79.6	156	63	第1種	NAA
	103	横芝光町	長倉	I類型	55	○	59.7	55	0	67.5	81.5	164	66	第1種	千葉県

※1 表中の数値は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団発行の「令和3年度成田国際空港周辺航空機騒音測定結果(年報)」による。

※2 R2年度の36滑川局における年平均値については、欠測期間が環境省マニュアルに基づく許容限度を超過したため参考値として取り扱い、また、R3年度年平均値との比較は行わない。

表4 環境基準達成状況の推移

年度	測定地点数			環境基準 達成率 (%)
	総数	環境基準 適用地点数※	環境基準 達成地点数	
R3	90	85	66	78
R2	90	84	68	81
R1	90	84	54	64
H30	89	84	53	63
H29	89	83	51	61

※ 環境基準指定地域外の5局(16R局、野毛平工業団地局、34L局、大台局、34R局)を評価から除いた。  
また、参考値とした滑川局(R2年度)、竜ヶ塚局(R1年度)及び中台局(H29年度)についても評価から除いた。

## 第 2 資料編





# 1 測定結果（固定測定局別）

## （1）月間 $L_{den}$

### 【各表共通事項】

「－」： 工事等により欠測が生じたことを示す。

（ ）： 欠測（欠測率 20%以上）が生じ、参考値として取り扱ったものを示す。

### （空港北側）

（単位：dB）

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	(参考) 年間値
A 北側 コース 直下	14	成田市	荒海	60.8	60.9	60.6	60.5	60.0	60.4	60.7	61.4	59.6	58.1	57.4	59.3	11	60
	15	成田市	荒海橋本	61.6	61.8	61.4	61.5	60.8	60.9	61.2	62.0	60.4	58.7	58.2	60.2	12	61
	16	成田市	芦田（成田市）	61.1	61.0	60.7	60.5	59.4	61.1	61.3	62.2	60.3	59.2	58.3	59.8	12	61
	17	成田市	西和泉	63.4	63.9	63.5	63.3	62.5	63.2	63.5	64.4	62.4	60.6	59.6	62.0	12	63
	18	成田市	1 6 R	70.6	71.3	71.2	71.5	70.8	70.6	70.4	70.9	69.1	67.1	66.8	69.1	12	70
B 北側 コース 直下	19	成田市	西大須賀	55.2	55.0	54.5	53.5	54.9	53.1	54.3	55.0	57.8	56.4	56.2	58.7	2	56
	20	成田市	四谷	54.6	53.8	53.3	52.8	53.1	53.1	54.3	55.2	57.2	56.3	55.9	57.7	1	55
	21	成田市	高倉	57.6	57.3	56.9	57.1	58.2	55.6	56.5	57.1	60.4	59.3	58.9	61.5	6	58
	22	成田市	土室（千葉県）	60.5	60.5	60.2	60.4	61.4	58.4	59.2	59.6	63.2	61.8	61.5	64.4	12	61
	23	成田市	1 6 L	63.8	63.8	63.6	64.3	65.4	62.7	63.2	63.4	67.6	66.3	66.2	68.6	12	65
A 北側 コース 西	24	柴町	矢口	48.6	47.4	47.2	45.9	43.3	48.1	49.4	50.5	48.4	47.9	47.0	47.5	0	48
	25	成田市	竜台	53.1	53.1	52.8	52.2	49.7	53.3	54.0	54.9	52.7	51.6	51.2	51.7	0	53
	26	成田市	北羽鳥	56.0	55.8	55.6	55.4	54.5	55.7	56.3	57.4	55.6	54.3	53.5	54.9	0	56
	27	成田市	北羽鳥北部	55.2	54.2	54.2	53.5	51.6	54.8	55.6	56.8	54.6	54.0	53.0	53.9	0	54
	28	成田市	長沼	55.9	55.1	54.7	54.2	52.8	55.8	56.4	57.4	55.4	54.7	53.7	54.7	0	55
	29	成田市	芦田（NAA）	55.4	54.3	53.8	54.2	52.8	55.9	56.6	57.6	55.7	54.7	53.7	54.6	1	55
	30	成田市	押畑	49.1	46.8	46.9	46.2	42.9	49.0	50.2	51.7	49.9	49.3	48.1	47.7	0	49
	31	成田市	赤荻	58.2	57.2	56.8	56.2	54.5	58.5	59.2	60.2	58.3	57.5	56.4	57.4	6	58
	32	成田市	下金山	50.9	46.6	45.8	47.3	45.0	51.1	51.5	52.5	51.0	50.5	49.1	49.4	0	50
	33	成田市	野毛平	58.7	57.2	57.0	56.7	54.8	59.3	59.8	60.8	58.7	58.0	56.9	57.8	7	58
B 北側 コース 東	34	成田市	馬場	53.3	50.0	50.4	48.9	47.6	53.8	54.5	55.5	53.7	(53.1)	(51.2)	52.7	0	53
	35	成田市	猿山	45.1	43.2	42.3	40.4	39.5	43.3	45.3	46.4	50.3	49.8	49.3	49.7	0	47
	36	成田市	滑川	51.0	50.4	49.8	49.0	50.0	49.6	50.9	51.5	55.2	54.5	54.3	55.6	0	52
	37	成田市	内宿	48.2	46.7	45.9	43.4	43.5	47.9	49.3	49.5	54.5	54.1	53.9	54.3	0	51
	38	成田市	土室（NAA）	49.9	48.1	47.7	46.2	47.1	49.0	50.8	51.0	56.3	56.0	55.7	55.9	0	53
	39	成田市	大室（成田市）	51.0	49.4	48.6	49.3	49.9	50.7	52.2	52.5	58.1	57.7	57.4	57.5	3	54
北側 谷間 地区	40	成田市	新川	54.5	53.7	53.3	52.2	51.4	54.1	55.0	56.0	55.6	54.8	54.2	55.0	0	54
	41	成田市	水掛	53.6	52.2	51.6	50.4	48.7	53.0	54.5	55.6	55.9	55.5	54.8	55.0	0	54
	42	成田市	磯部	56.0	55.3	54.8	54.8	53.4	56.1	56.9	57.9	56.7	55.9	55.1	55.8	1	56
	43	成田市	幡谷	53.3	51.8	51.1	50.3	48.7	53.1	54.2	55.1	56.4	55.8	55.3	55.8	0	54
	44	成田市	久住	54.8	53.6	53.0	52.6	51.1	54.4	55.5	56.5	56.4	55.9	55.2	55.8	0	55
	45	成田市	飯岡	57.7	56.8	56.4	55.9	54.7	57.5	58.2	59.3	57.8	57.1	56.1	56.9	5	57
	46	成田市	大生	58.4	57.7	57.1	56.8	55.4	58.2	58.8	59.9	58.4	57.6	56.7	57.5	8	58
	47	成田市	成毛	53.6	51.6	51.3	49.5	48.3	52.8	54.4	55.3	56.7	56.5	56.0	56.2	0	54
	48	成田市	東和泉	56.7	55.6	55.2	54.8	53.1	56.8	57.4	58.5	57.3	56.6	55.7	56.4	1	56
	49	成田市	野毛平工業団地	57.9	56.7	56.1	55.2	53.2	57.6	58.7	59.8	58.3	57.9	56.9	57.5	7	57

## (空港側方)

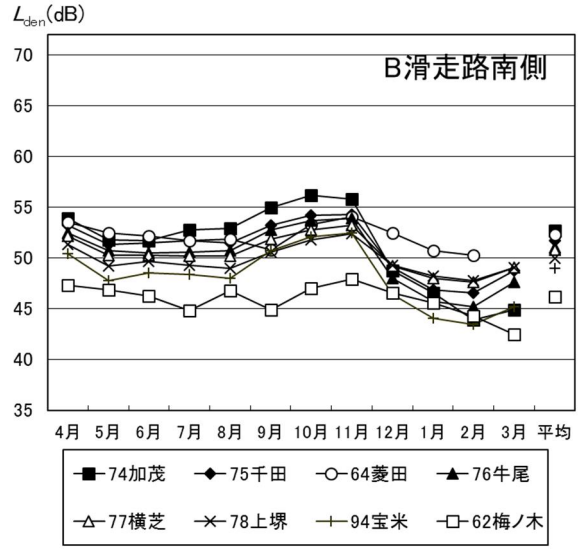
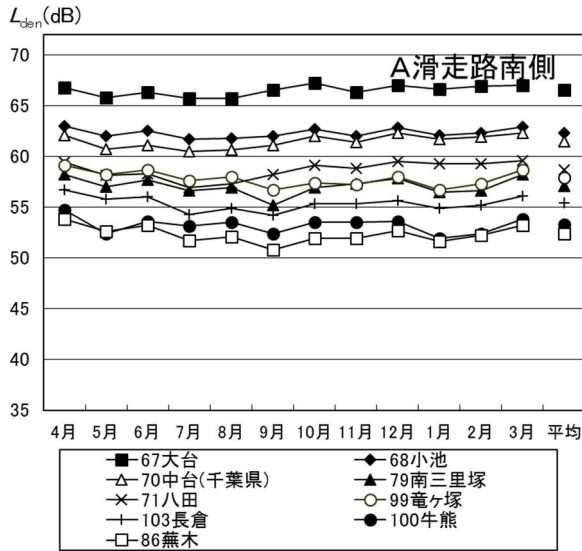
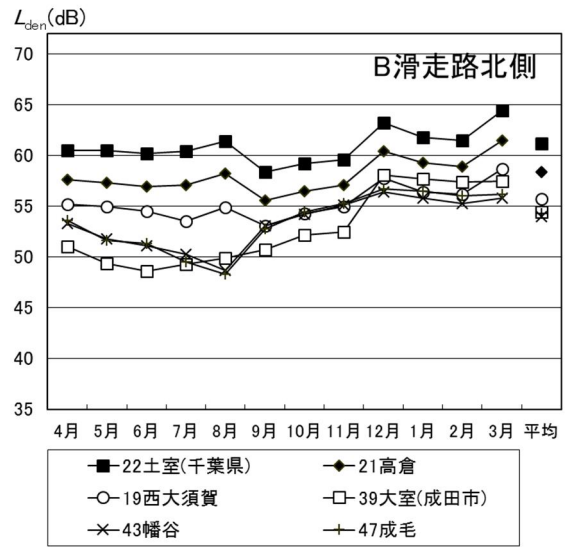
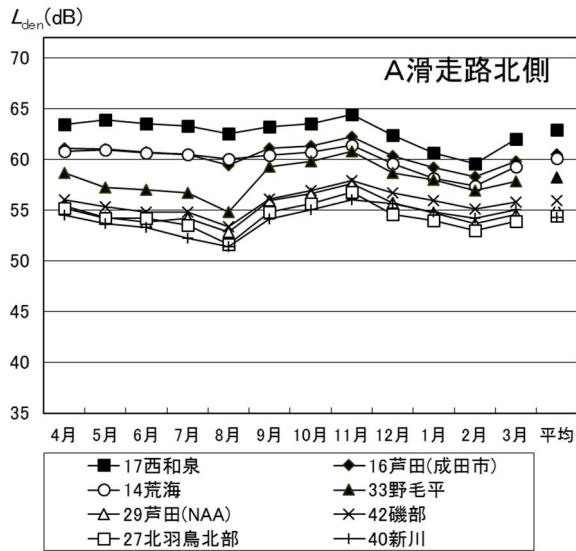
(単位: dB)

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	(参考) 年間値
空港 側方	50	成田市	遠山	56.8	54.3	54.6	53.9	53.0	56.1	57.2	57.8	57.0	56.5	56.2	57.0	1	56
	51	富里市	大和	43.0	40.1	40.8	37.1	37.6	43.6	45.8	45.6	45.1	44.9	44.2	44.4	0	44
	52	成田市	本三里塚	58.2	55.9	55.3	55.6	54.6	57.4	57.9	59.0	59.4	57.6	57.8	58.7	7	58
	53	成田市	三里塚小学校	59.3	57.2	57.3	56.9	56.8	59.1	59.3	60.2	59.6	57.5	57.9	59.5	8	59
	54	成田市	御料牧場記念館	55.3	52.9	52.8	52.0	52.3	54.6	55.6	57.4	56.1	54.9	54.8	55.4	0	55
	55	成田市	三里塚グラウンド	62.2	60.9	61.2	60.4	60.5	60.8	61.1	62.3	61.8	60.5	61.0	62.3	12	61
	56	成田市	本城	56.1	54.1	54.7	53.1	53.3	54.5	55.9	58.0	56.8	55.6	55.4	55.8	1	56
	57	成田市	堀之内	54.4	52.6	51.1	51.5	49.9	54.0	55.9	56.8	56.0	55.4	54.3	54.8	0	54
	58	成田市	大室 (NAA)	51.2	49.6	48.5	48.7	49.7	50.6	52.0	51.8	58.2	57.8	57.4	57.2	2	54
	59	成田市	新田 (NAA)	49.0	49.2	46.2	46.4	48.3	46.1	51.0	51.8	53.0	50.4	49.2	50.0	0	50
	60	成田市	新田 (成田市)	51.2	51.8	49.2	49.0	51.1	49.2	52.4	53.4	56.7	54.3	53.2	52.2	0	53
	61	多古町	一鎌田	47.8	48.2	47.2	47.2	47.6	44.9	47.2	48.1	48.5	47.4	46.2	45.4	0	47
	62	芝山町	梅ノ木	47.3	46.9	46.3	44.8	46.8	44.9	47.0	47.9	46.6	45.6	44.3	42.5	0	46
	63	芝山町	芝山千代田	54.0	53.0	52.1	50.8	51.4	49.5	52.9	55.3	55.3	54.1	53.6	53.1	0	53
	64	芝山町	菱田	53.5	52.5	52.2	51.7	51.9	50.8	53.3	54.1	52.5	50.7	50.3	—	0	52
65	芝山町	大里	53.1	52.4	52.1	51.6	52.0	49.9	52.3	53.2	53.4	51.6	51.3	51.3	0	52	

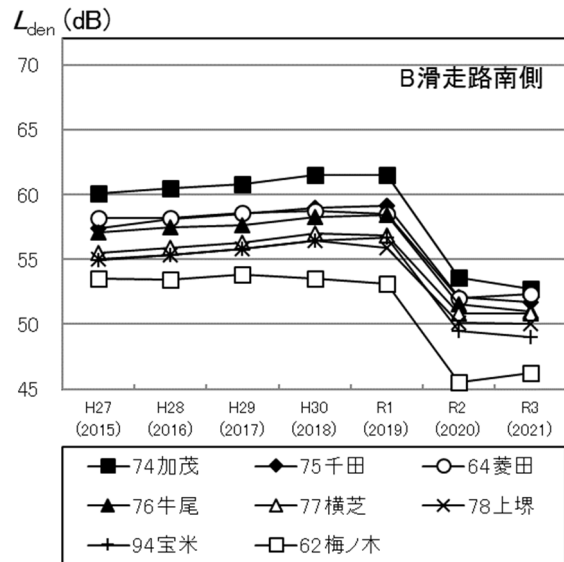
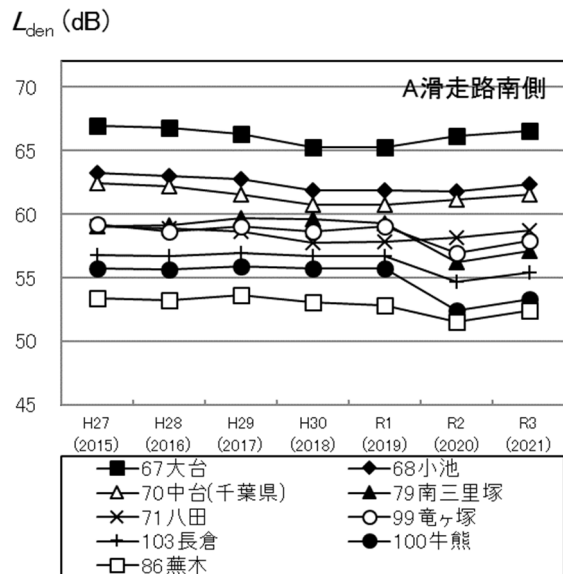
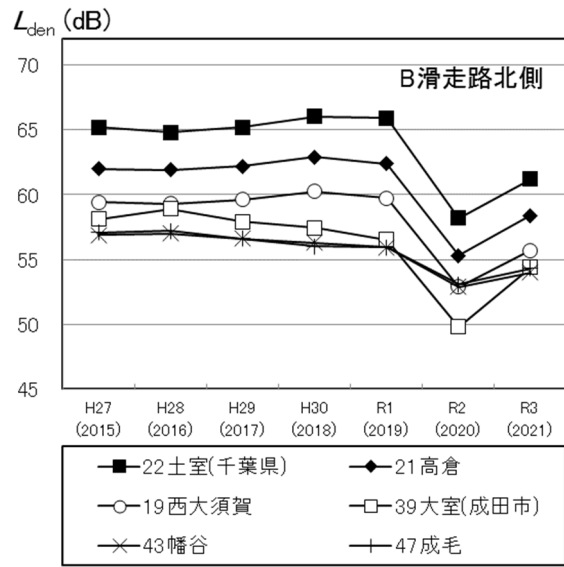
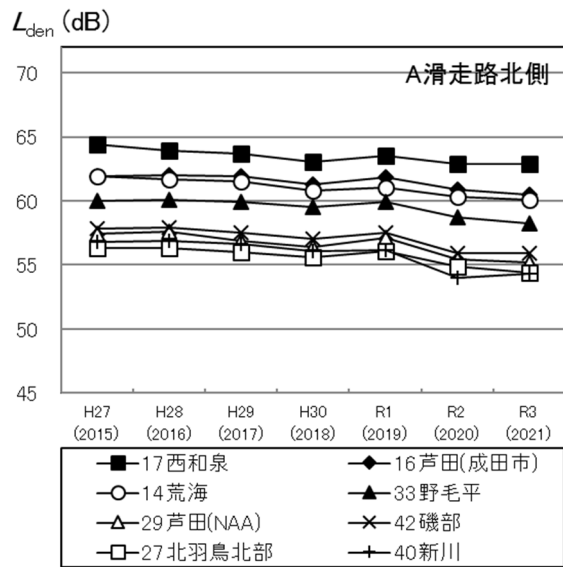
## (空港南側)

(単位: dB)

区分	No.	所在地	測定局名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	57dB 超過 月数	(参考) 年間値
A 南側 コース 直下	66	芝山町	3 4 L	73.0	72.0	72.6	72.3	72.6	72.9	73.2	72.6	73.0	72.4	72.8	72.8	12	73
	67	芝山町	大台	66.8	65.8	66.3	65.7	65.7	66.5	67.2	66.3	67.0	66.6	66.9	67.0	12	67
	68	芝山町	小池	63.0	62.0	62.5	61.7	61.8	62.0	62.7	62.0	62.8	62.1	62.3	62.9	12	62
	69	芝山町	芝山集会所	62.2	61.0	61.4	59.8	60.1	61.5	62.6	61.8	62.6	62.2	62.3	62.5	12	62
	70	横芝光町	中台 (千葉県)	62.1	60.7	61.1	60.5	60.6	61.1	62.0	61.4	62.3	61.7	61.9	62.3	12	62
	71	山武市	八田	59.4	58.1	58.3	56.9	57.3	58.2	59.1	58.8	59.5	59.3	59.3	59.6	10	59
	72	山武市	蓮沼	54.6	53.3	53.4	52.8	53.1	53.5	54.4	54.4	54.6	54.5	54.4	54.7	0	54
B 南側 コース 直下	73	成田市	3 4 R	65.3	63.4	63.4	65.0	65.2	67.2	67.8	67.7	61.0	56.5	52.1	54.1	9	65
	74	芝山町	加茂	53.9	51.8	51.7	52.8	52.9	55.0	56.2	55.8	48.8	46.6	43.9	44.9	0	53
	75	多古町	千田	53.2	51.3	51.5	51.7	51.5	53.2	54.2	54.3	49.1	46.9	46.6	48.8	0	52
	76	多古町	牛尾	52.5	50.7	50.5	50.6	50.7	52.8	53.7	53.9	48.0	45.7	45.2	47.6	0	51
	77	横芝光町	横芝	52.2	50.3	50.3	50.2	50.2	51.9	52.8	53.2	49.2	48.0	47.6	49.1	0	51
	78	横芝光町	上堺	51.3	49.2	49.7	49.3	49.0	50.6	51.8	52.4	49.3	48.2	47.8	49.1	0	50
A 南側 コース 西	79	成田市	南三里塚	58.2	57.0	57.7	56.6	56.9	55.2	56.9	57.3	57.8	56.5	56.6	58.2	4	57
	80	芝山町	牧野西	49.2	48.0	49.1	47.6	47.8	45.9	47.3	46.7	48.6	46.9	47.1	49.2	0	48
	81	芝山町	高田西	50.4	49.5	50.5	48.3	48.3	45.9	47.3	47.8	49.0	47.0	48.5	50.2	0	49
	82	芝山町	芝山	55.9	55.0	55.6	54.3	54.7	53.1	53.8	53.7	54.5	52.8	53.7	55.6	0	55
	83	芝山町	芝山町役場	58.4	57.4	58.2	56.6	57.2	55.7	56.5	56.2	57.2	55.9	56.7	58.1	3	57
	84	山武市	山室	53.9	52.9	53.4	52.3	52.8	51.5	52.2	51.9	52.8	51.5	52.3	53.5	0	53
	85	山武市	古和	51.4	50.1	50.9	49.0	48.5	46.5	48.4	48.6	49.5	48.3	48.7	49.6	0	49
	86	山武市	蕪木	53.8	52.6	53.2	51.7	52.1	50.8	51.9	51.9	52.7	51.6	52.2	53.2	0	52
	87	山武市	松尾	57.0	55.5	56.0	55.0	55.3	55.3	56.2	55.9	56.7	56.3	56.3	57.1	0	56
	88	山武市	上横地	49.2	47.8	47.0	46.5	47.0	45.9	47.8	47.9	48.7	48.0	48.3	49.2	0	48
	89	山武市	木戸	53.1	51.1	52.0	51.2	51.4	51.7	52.5	52.6	53.0	53.0	53.0	53.2	0	52
B 南側 コース 東	90	芝山町	菱田東	48.6	47.2	46.9	47.3	48.5	48.4	49.8	50.2	46.5	45.2	43.5	42.8	0	48
	91	多古町	間倉	44.4	44.1	43.2	42.4	43.3	40.8	44.4	45.4	40.9	43.0	39.8	38.9	0	43
	92	多古町	喜多	46.3	44.8	45.3	45.5	46.0	46.3	48.1	47.7	43.8	42.0	41.7	43.2	0	46
	93	多古町	船越	46.9	44.6	46.2	45.9	46.3	46.9	48.2	48.6	44.2	42.2	42.2	44.3	0	46
	94	横芝光町	宝米	50.4	47.8	48.5	48.4	48.0	50.7	52.1	52.5	46.4	44.1	43.5	45.2	0	49
南側 谷間 地区	95	芝山町	芝山東	53.4	52.7	52.5	50.9	52.3	50.8	52.0	52.0	51.4	49.9	50.1	52.0	0	52
	96	芝山町	谷	59.5	59.7	58.9	58.1	58.9	56.3	57.0	57.3	57.9	55.7	56.8	58.9	7	58
	97	芝山町	上吹入	56.5	54.8	55.5	54.2	54.6	53.1	53.8	54.0	54.2	52.7	53.5	55.3	0	55
	98	芝山町	高谷	54.2	52.7	53.4	52.0	52.7	52.2	53.2	53.4	52.3	50.8	51.4	52.9	0	53
	99	芝山町	竜ヶ塚	59.1	58.2	58.7	57.6	58.0	56.7	57.4	57.2	58.0	56.7	57.3	58.7	7	58
	100	横芝光町	牛熊	54.7	52.4	53.6	53.1	53.5	52.4	53.5	53.5	53.6	51.9	52.4	53.8	0	53
	101	横芝光町	中台 (NAA)	56.9	56.0	56.2	55.1	55.6	54.5	55.4	55.3	56.0	55.0	55.4	56.5	0	56
	102	横芝光町	大総	54.0	52.7	52.8	51.5	52.1	52.4	53.4	53.6	51.6	50.1	50.3	51.8	0	52
	103	横芝光町	長倉	56.7	55.8	56.0	54.3	54.9	54.2	55.3	55.3	55.6	54.9	55.2	56.1	0	55

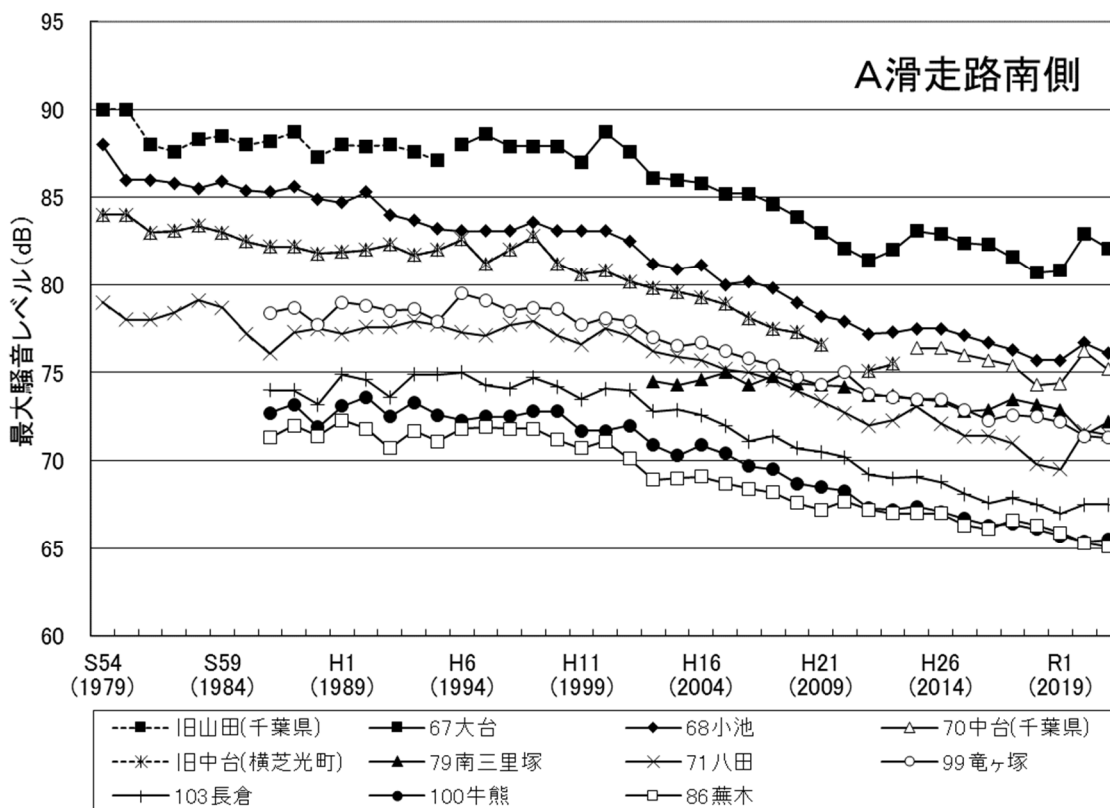
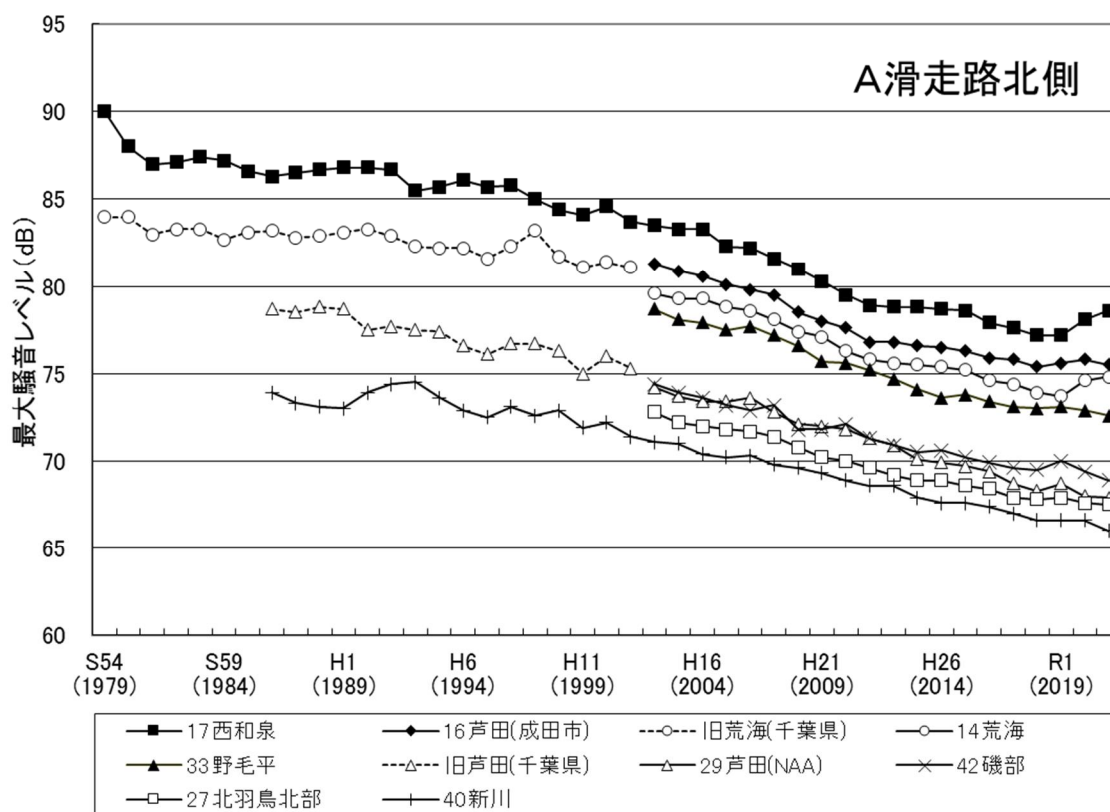


## (2) 年間 $L_{den}$ の経年変化

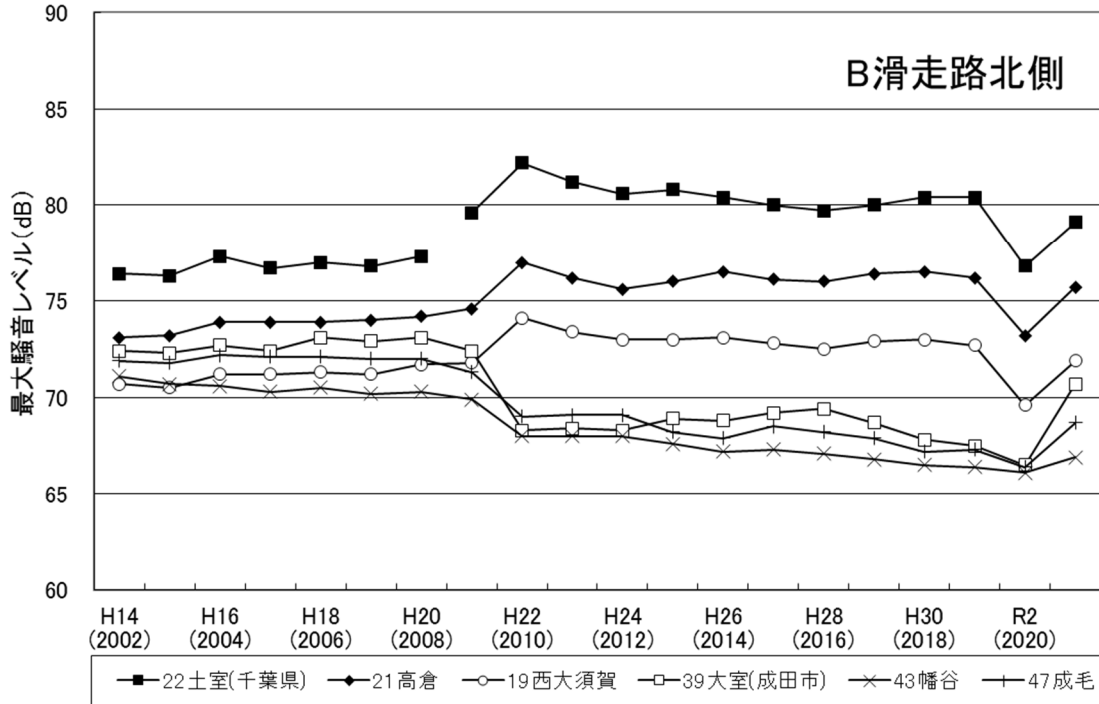


※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンを移設したため、平成26年度の  $L_{den}$  値は参考値とし、平成27年度から 新局扱いとした。

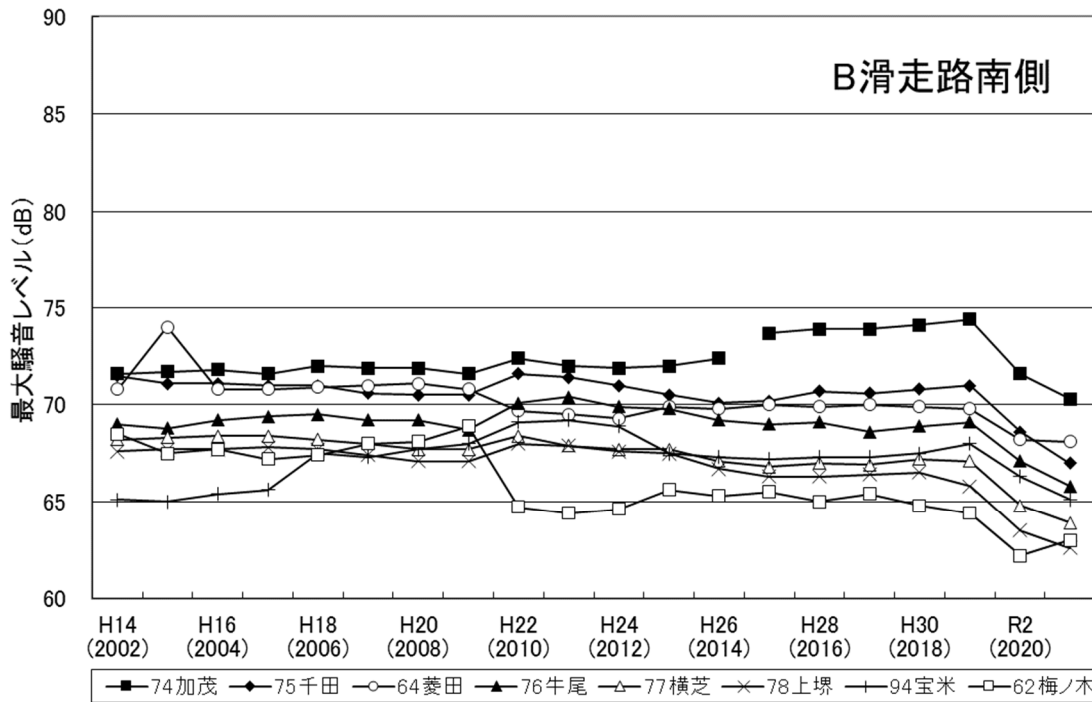
(3) 最大騒音レベルの年平均値（パワー平均）の経年変化



※中台局（千葉県）は、平成25年度に旧中台局（横芝光町）の場所に移設した。

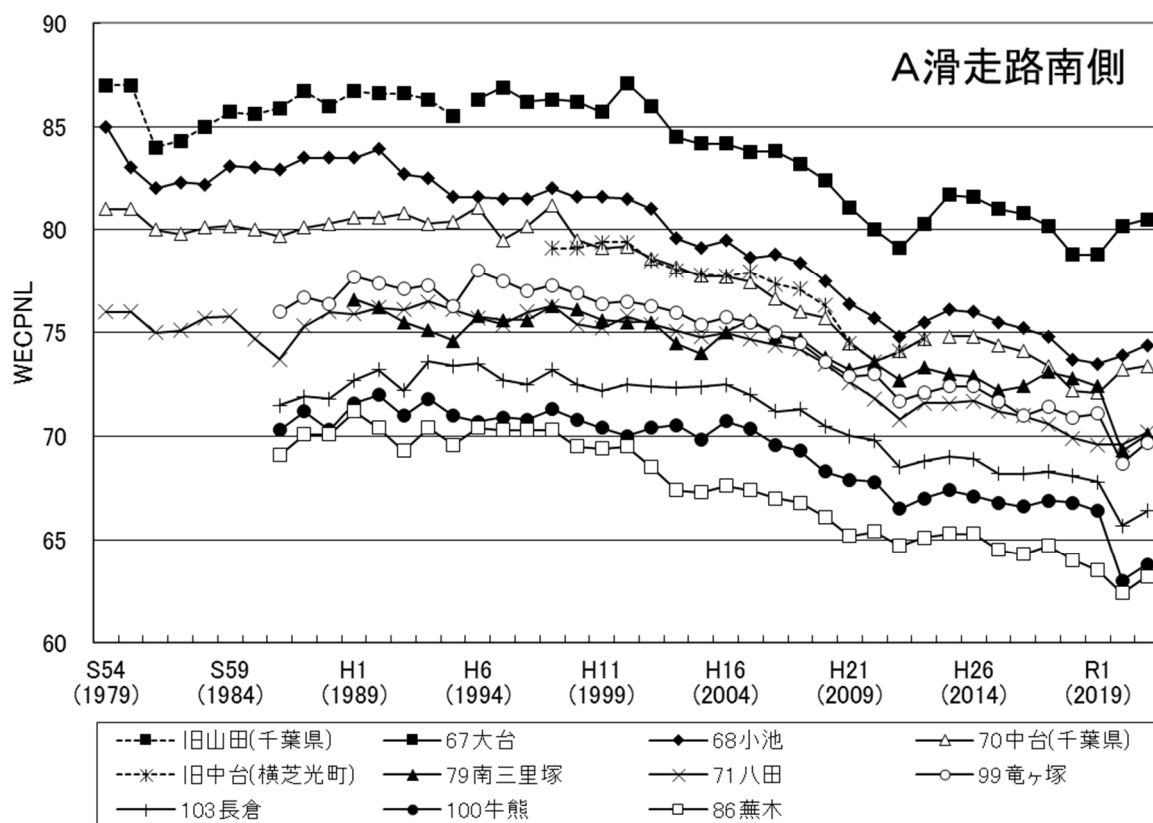
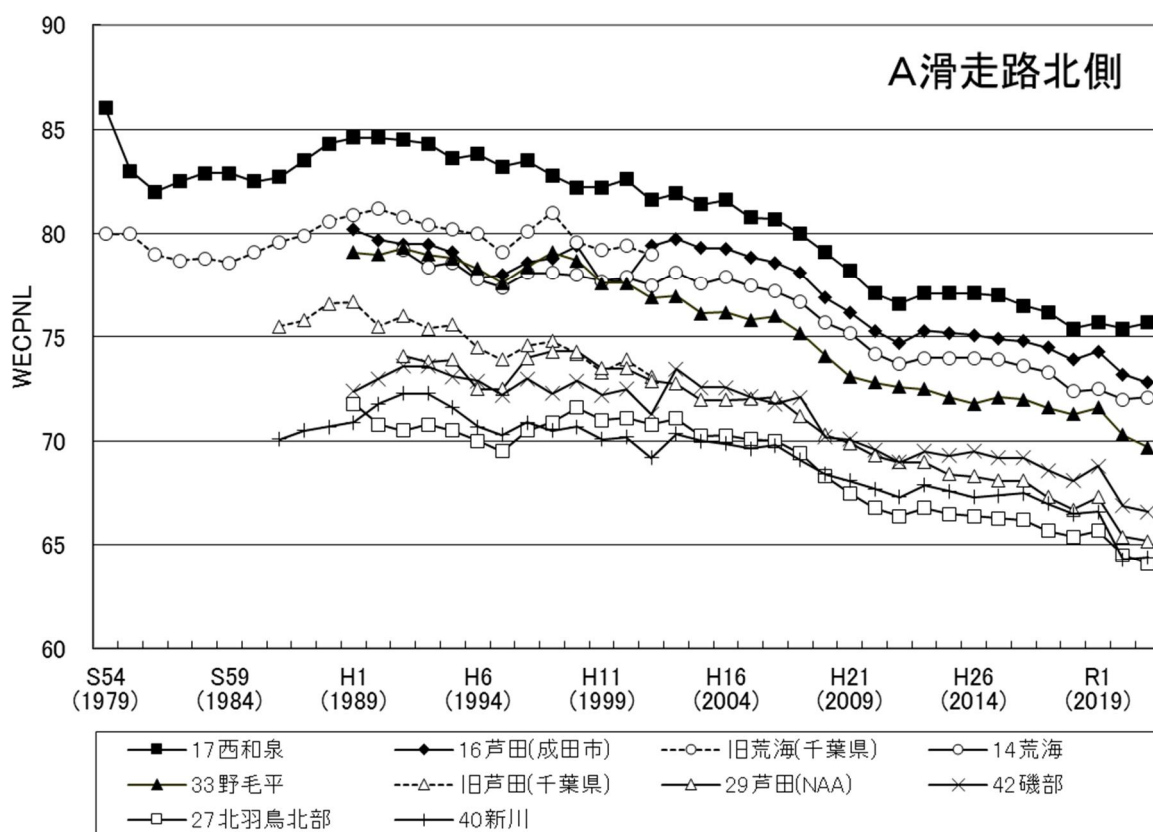


※土室局(千葉県)は、平成21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設し、新局扱いとした。

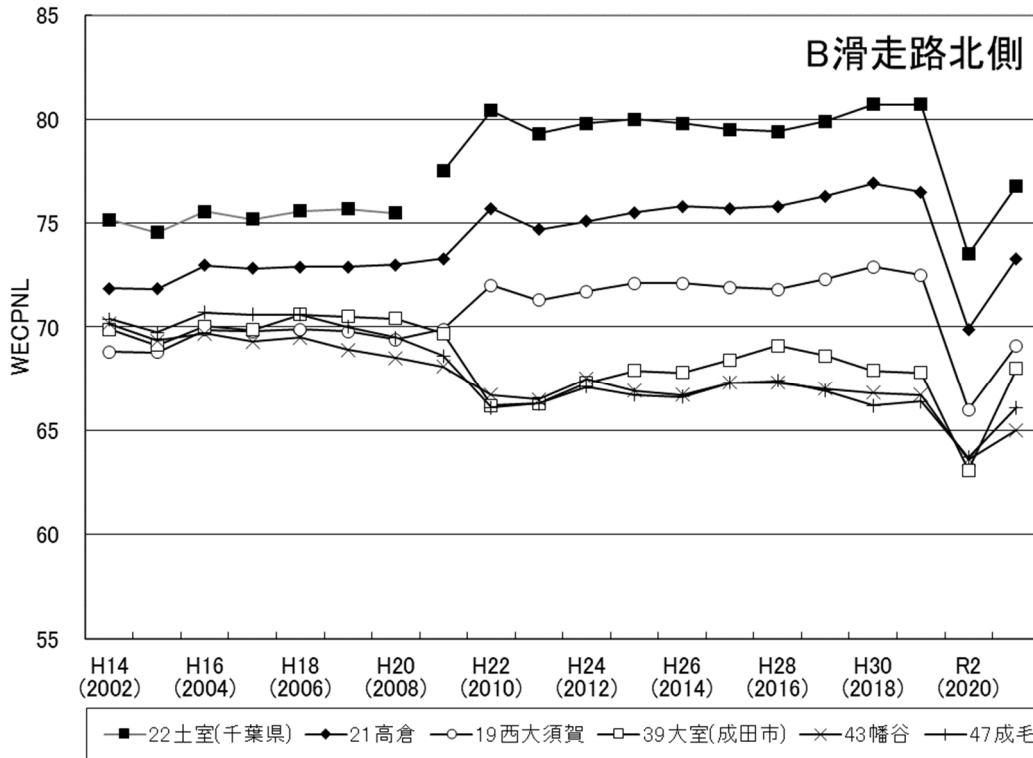


※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンを移設したため、平成26年度の年平均値は参考値とし、平成27年度から新局扱いとした。

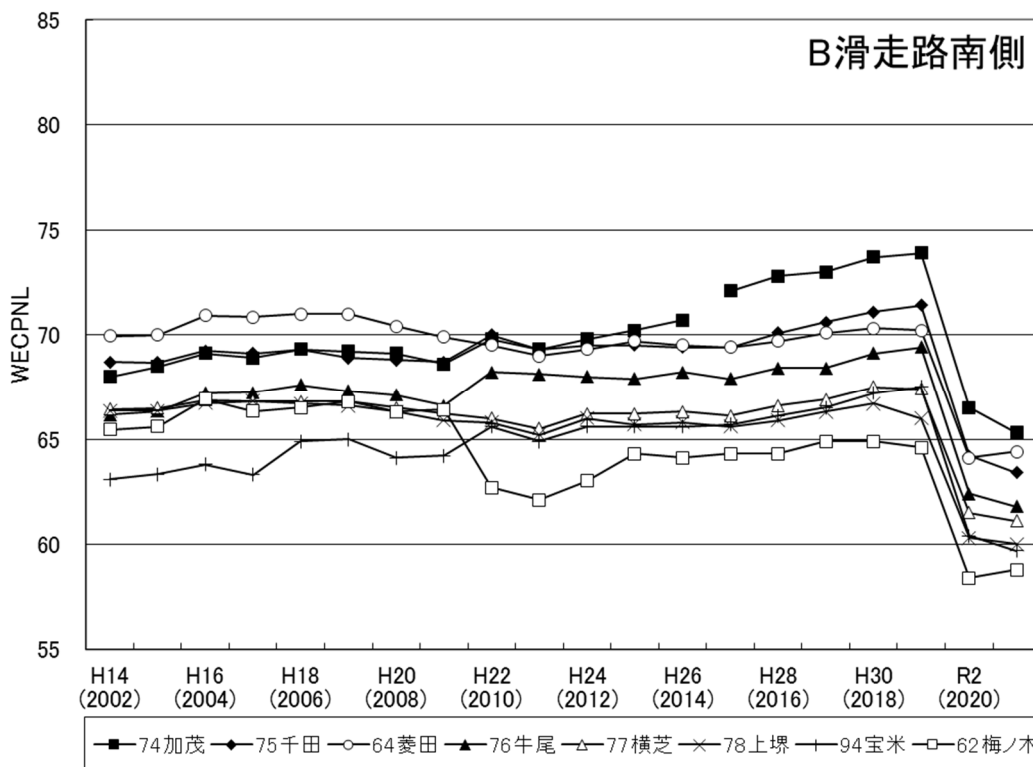
(4) WECPNLの経年変化



※中台局（千葉県）は、平成25年度に旧中台局（横芝光町）の場所に移設した。



※土室局(千葉県)は、平成21年4月に飛行ルート(南東方向)側に170m移設し、新局扱いとした。



※加茂局は、平成27年1月にマイクロホンを移設したため、平成26年度のWECPNL値は参考値とし、平成27年度から新局扱いとした。



## 第 3 参考資料



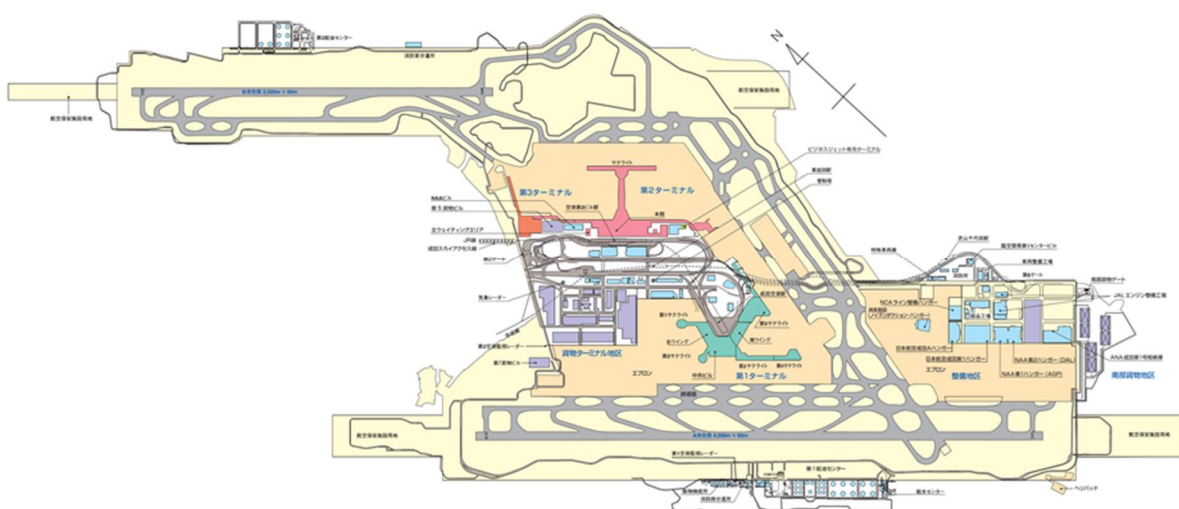
## 1 空港の概要

(1) 名称 成田国際空港

(2) 設置者 成田国際空港株式会社  
(NAA : Narita International Airport Corporation)

(3) 所在地 千葉県成田市古込字古込1番地1

(4) 敷地面積 約1,198ha (更なる機能強化における新設滑走路等範囲は除く)



(出典：成田国際空港株式会社 HP)

### (5) 基本施設 (令和4年1月時点)

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (ア) A滑走路 | 長さ 4,000m × 幅 60m           |
| (イ) B滑走路 | 長さ 2,500m × 幅 60m           |
| (ウ) 誘導路  | 総延長 約28.9km (幅 30m、25m、23m) |
| (エ) エプロン | 総面積 約262ha                  |

(6)運用状況

(ア) 供用時間

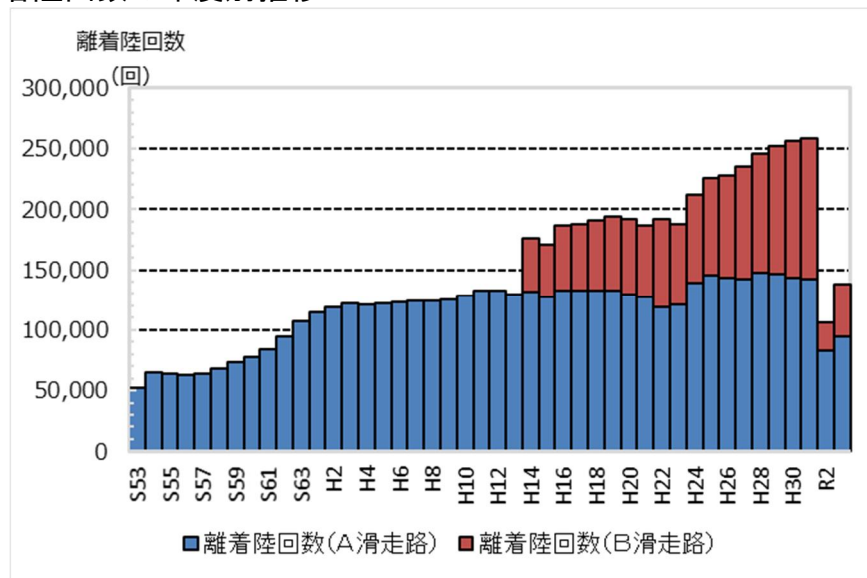
A滑走路：午前6時から午前0時まで（令和元年10月27日から）

B滑走路：午前6時から午後11時まで

(イ) 離着陸回数（前年度との比較）

離着陸回数		A滑走路	B滑走路	合計
令和3年度	年間値	94,258	43,327	137,585
	日平均	258	119	377
令和2年度	年間値	82,497	23,783	106,280
	日平均	226	65	291
前年比 (%)		114	182	129

(ウ) 離着陸回数の年度別推移



(7) 飛行コース概略図

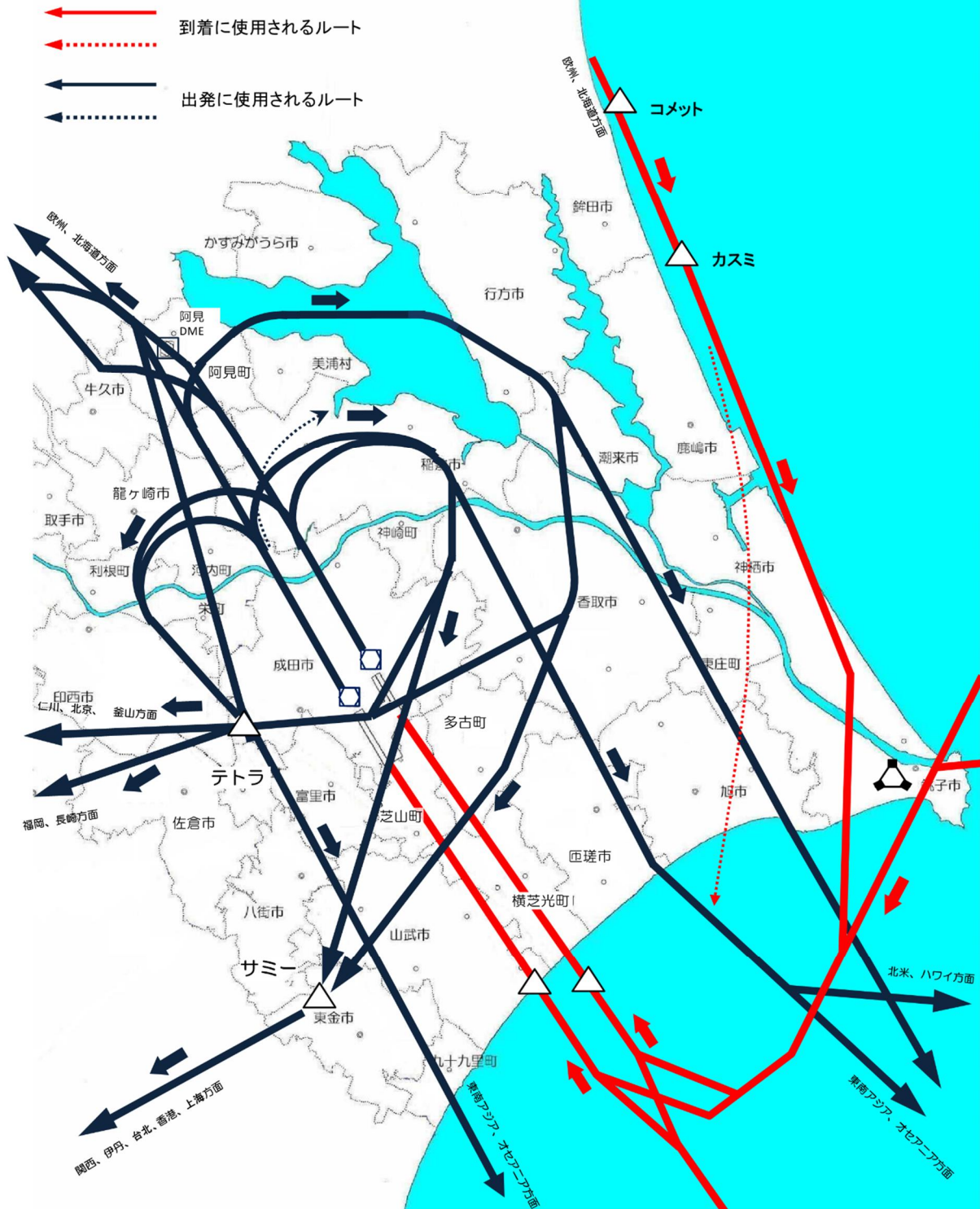
風向別の標準飛行コースは次のとおり。

なお、令和元年度7月18日から、標準飛行コースが変更された。

(ア) 北風運用時（令和元年7月17日まで）

滑走路34使用：滑走路を北北西方向に進行

【北風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース



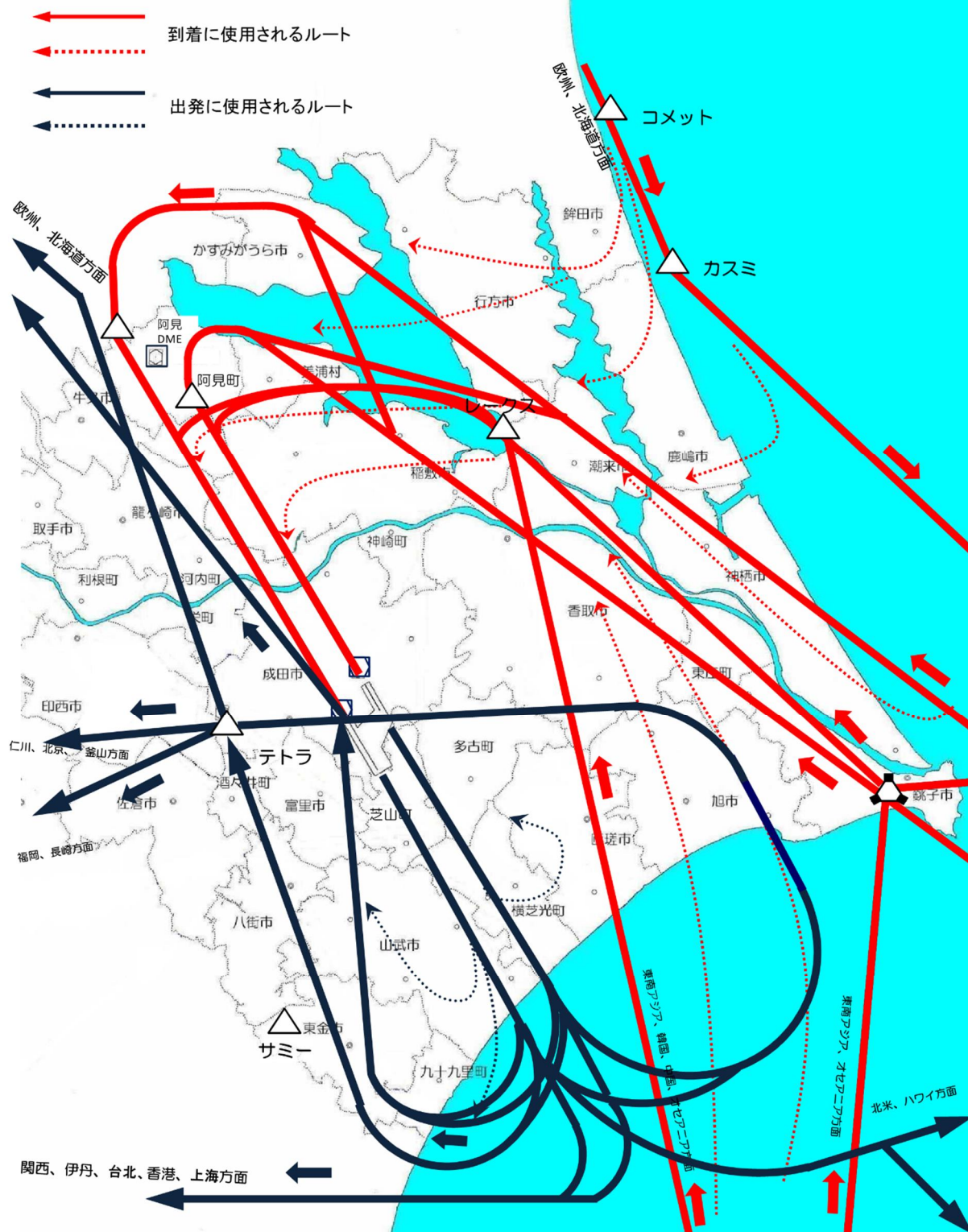
(出典：成田国際空港株式会社ホームページ)



(ウ) 南風運用時 (令和元年7月17日まで)

滑走路16使用：滑走路を南南東方向に進行

### 【南風運用時】成田国際空港離着陸機の標準飛行コース



(出典：成田国際空港株式会社ホームページ)





(8) 経緯

国/空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
昭和			
41. 7. 4	新東京国際空港の位置等の閣議決定		
42. 8. 1	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(騒防法)公布		
43. 1. 22	騒防法に基づく指定区域及び除外区域告示(運輸省告示第26号)		
44. 12. 1	騒防法に基づく指定区域拡大告示(運輸省告示第323号)		
48. 12. 27	航空機騒音に係る環境基準告示(環境庁告示第154号)		
49. 3. 28	騒防法改正 指定区域を第2種区域に改正		
51. 1. 8	騒防法に基づく第1種区域(85 WECPNL)、第2種区域(90WECPNL)及び第3種区域(95WECPNL)を告示(運輸省告示第9号)		
53. 5. 20	新東京国際空港開港(翌日1番機飛来)		
		53. 6. 10 ～ 6. 16	第1回騒音実態調査
		53. 8. 29	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定(空港周辺13市町村)を告示(県告示第695号)
		53. 9. 27 ～10. 3	第2回騒音実態調査
53. 10. 19	「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」(騒特法)施行		
53. 10. 19	騒特法施行令により、特定空港として指定		
		53. 11. 25	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準等について要望
		53. 11. 30	知事から空港公団総裁あて、環境基準等について要望
53. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の中間改善目標達成期限		
		54. 2. 15 ～ 2. 21	第3回騒音実態調査(以降毎年夏季及び冬季に実施)
		54. 4. 1	固定測定局3局(成田市西和泉、芝山町小池、横芝町中台)運用開始
54. 7. 10	騒防法に基づく第1種区域(80 WECPNL)の見直し告示(運輸省告示第384号)		
		54. 8. 1	固定測定局3局増設(成田市荒海、芝山町山田、松尾町八田)運用開始(計6局)
		56. 11. 19	知事から空港公団総裁あて飛行コースの改善について要請

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
57. 3. 30	騒防法に基づく第1種区域(75 WECPNL)の見直し告示(運輸省告示第157号)		
		57. 11. 22	騒特法に基づき「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を決定
		58. 10. 6	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて環境基準の達成について要請
		58. 10. 7	知事から環境庁大気保全局長あて環境基準の達成について依頼
58. 12. 26	「航空機騒音に係る環境基準」の最終目標達成期限		
		59. 6. 21	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		59. 6. 26	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
60. 7. 1	騒防法に基づくB、C滑走路に係る第1種区域(75WECPNL)告示(運輸省告示第280号)		
		60. 11. 11	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		60. 11. 27	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		61. 7. 1	固定測定局8局増設(下総町新川、成田市飯岡、成田市芦田、芝山町竜が塚、横芝町牛熊、横芝町長倉、松尾町山室、松尾町蕪木)運用開始(計14局)
		62. 10. 1	固定測定局と中央処理システム(大気保全課・公害研究所(現:環境研究センター))を公衆電話回線で接続し、オンライン化運用開始
		63. 8. 19	環境部長から空港公団周辺対策部長あて、深夜早朝便数の低減等について要請
平成		平成 元. 11. 20	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成について要請
		元. 11. 28	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
2. 3. 25	発着枠を1日340回から350回へと改定		
2. 12. 20	発着枠を1日350回から360回へと改定		
		3. 11. 29	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正(県告示第1017号)

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		3. 12. 20	環境部長から運輸省航空局新東京国際空港課長、空港公団周辺対策部長、環境庁大気保全局企画課長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		5. 5. 14	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁、環境庁大気保全局長あて環境基準の早期達成について要請
		8. 1. 23	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		8. 1. 23	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		8. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第441号）
		9. 10. 1	成田空港周辺共生財団航空機騒音監視システムの稼働に伴い県固定局データの提供開始
		10. 2. 12	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準早期達成のための諸施策の実施を要請
		10. 2. 12	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
10. 4. 25	発着枠を1日360回から370回へと改定		
		11. 2. 8	知事から運輸省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策実施を要請
		11. 2. 8	知事から環境庁大気保全局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		12. 6. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における騒音対策基本方針」を変更
		13. 2. 20	知事から国土交通省航空局長、空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		13. 2. 20	知事から環境省環境管理局長あて、環境基準の早期達成について依頼
		13. 5. 11	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第592号）
		13. 5. 11	騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区等の都市計画決定告示
		13. 5. 18	都市計画法による都市計画決定に合わせて、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を一部改正
		14. 3. 25	県の固定測定局を再配備 ・既設局の移設 成田市飯岡局、成田市荒海局、成田市芦田局、松尾町山室局を廃止し、栄町矢口局、成田市押畑局、富里町大和局、松尾町古和局に移設

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		14. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設局の機能強化 芝山町大台局、横芝町中台局、松尾町八田局に航空機接近識別装置を設置</li> <li>・新設局整備 下総町滑川局、下総町四谷局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町梅ノ木局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局</li> <li>・新設局に航空機接近識別装置を設置 下総町滑川局、下総町高倉局、成田市土室局、芝山町加茂局、多古町船越局、光町宝米局、成東町木戸局</li> </ul>
		14. 4. 1	成田空港周辺地域共生財団の再整備した航空機騒音監視システムが稼働を開始
14. 4. 18	暫定平行滑走路供用開始 年間発着枠20万回に拡大		
		16. 2. 27	知事から空港公団総裁あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		16. 3. 1	知事から環境省環境管理局长あて、環境基準の早期達成について依頼
16. 4. 1	空港名を「新東京国際空港」から「成田国際空港」に変更 成田国際空港株式会社発足		
		18. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		18. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		19. 2. 20	騒特法に基づく「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
19. 3. 30	騒防法に基づくB滑走路に係る第1種区域、第2種区域、第3種区域変更の告示（国土交通省告示第424号）		
19. 12. 17	航空機騒音に係る環境基準の一部改正（環境省告示第114号）		
		19. 12. 28	騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区等の都市計画変更決定告示
		20. 3. 25	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		20. 3. 25	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		21. 3. 23	県の固定測定局移転（成田市土室局を約170m南東の成田市高度コース局に移転）
21. 10. 22	2,500m B滑走路供用開始		
22. 3. 28	年間発着枠20万回から22万回へ拡大		
		22. 3. 30	知事から成田国際空港株式会社及び国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		22. 3. 30	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
		23. 3. 4	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
23. 4. 1	騒防法に基づく、第1種区域変更の告示(国土交通省告示第354号)		
23. 10. 20	滑走路の同時離着陸方式を運用開始		
23. 10. 30	年間発着枠22万回から23.5万回へ拡大		
		23. 11. 11	騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区等の都市計画変更決定告示
		24. 3. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
24. 3. 25	年間発着枠23.5万回から25万回へ拡大		
		24. 3. 27	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		24. 3. 27	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
24. 12. 13	A滑走路南側の着陸滑走路長4000m化		
		25. 2. 22	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正（県告示第70号）
25. 3. 31	離着陸制限時間の弾力的運用を開始 年間発着枠25万回から27万回へ拡大		
25. 4. 1	航空機騒音に係る環境基準の一部改正の施行（WECPNLから $L_{den}$ へ）		
		26. 2. 14	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		26. 2. 21	知事から環境省水・大気環境局長あて、環境基準早期達成について依頼
27. 3. 29	年間発着枠27万回から30万回へ拡大		
		28. 3. 22	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請

国／空港会社		千葉県	
年月日	事項	年月日	事項
		28. 3. 23	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		28. 10. 18	県固定局23局を光回線化し、成田空港周辺地域共生財団と光回線によるデータ通信を開始
		30. 1. 22	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		30. 1. 23	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		30. 12. 18	騒特法に基づく「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」を変更
		30. 3. 23	都市計画法の改正により、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部を改正（県告示第132号）
令和 元. 10. 27	A滑走路の発着時間を深夜0時までに1時間延長	令和	
元. 11. 5	成田国際空港株式会社法第3条に基づき国土交通大臣が定める基本計画を改定（B滑走路の延伸、C滑走路（平行滑走路）の新設等）		
元. 11. 7	更なる機能強化（年間発着枠50万回化）について、航空法に基づく空港等の変更許可申請を国土交通大臣あてに実施		
		2. 1. 29	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
		2. 1. 30	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請
2. 1. 31	更なる機能強化について、航空法に基づく空港等の変更許可申請を国土交通大臣が許可		
2. 3. 24	更なる機能強化に伴う騒防法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域変更の告示（国土交通省告示第409号）※2. 4. 1施行		
		2. 4. 1	騒特法に基づく航空機騒音障害防止地区等の都市計画変更決定告示
		4. 2. 9	知事から成田国際空港株式会社あて、環境基準の早期達成のための諸対策の実施を要請
		4. 2. 9	知事から国土交通省航空局長あて、環境基準の早期達成のための諸施策の実施を要請

## 2 関係告示及び通知（航空機騒音に係る環境基準）

### （1）航空機騒音に係る環境基準について（告示）

昭和48年12月27日 環境庁告示第154号  
 改正 平成 5年10月28日 環境庁告示第 91号  
 改正 平成12年12月14日 環境庁告示第 78号  
 改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル( $L_{AE}$ )を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731に従うものとする。
  - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
  - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
  - (4) 評価は、算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル( $L_{den}$ )を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注)  $i$ 、 $j$ 及び $k$ とは、各時間帯で観測標本の $i$ 番目、 $j$ 番目及び $k$ 番目をいい、  
 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における $i$ 番目の $L_{AE}$ 、  
 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における $j$ 番目の $L_{AE}$ 、  
 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における $k$ 番目の $L_{AE}$ をいう。  
 また、 $T_0$ とは、規準化時間(1秒)をいい、 $T$ とは、観測1日の時間(86400秒)をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注)  $N$  とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$  とは、測定日のうち  $i$  日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

## 第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標	
新設飛行場		直ちに		
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	成田国際空港			
	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。	

### 備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
  - 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
  - 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。



## (2) 航空機騒音に係る環境基準の一部改正について（通知）

平成 19 年 12 月 17 日 環水大大発第 071217004 号  
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第 114 号）が平成 19 年 12 月 17 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和 48 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 154 号をもって設定され、騒音の評価指標として *WECPNL* が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 19 年 6 月 27 日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第 409 号）を踏まえ、騒音の評価指標を *WECPNL* から時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遺漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 49 年 7 月 2 日環大特第 42 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成 2 年 9 月 13 日環大企第 342 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成 25 年 3 月 31 日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

### 第 1 改正の概要

#### 1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 $L_{den}$  等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を *WECPNL* から  $L_{den}$  に改正した。

なお、 $L_{den}$  については、算式アにより 1 日ごとの  $L_{den}$  を算出し、全測定日の  $L_{den}$  について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 $L_{AE}$ （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z 8731 によるものとする。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

(注)  $i$ 、 $j$  及び  $k$  とは、各時間帯で観測標本の  $i$  番目、 $j$  番目及び  $k$  番目をいい、  
 $L_{AE,di}$  とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における  $i$  番目の  $L_{AE}$ 、  
 $L_{AE,ej}$  とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における  $j$  番目の  $L_{AE}$ 、  
 $L_{AE,nk}$  とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における  $k$  番目の  $L_{AE}$  をいう。  
また、 $T_0$  とは、規準化時間（1 秒）をいい、 $T$  とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注)  $N$  とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$  とは、測定日のうち  $i$  日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。

## 2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

## 3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

## 第2 その他

### 1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日環大企第1号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて）により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

### 2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である $L_{den}$ による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれては、施行までに $L_{den}$ による測定が実施できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに $L_{den}$ による測定が可能となった場合は、各飛行場における $L_{den}$ の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標である $WECPNL$ による環境基準値の評価を行うとともに、 $L_{den}$ による調査も併せて実施することが望ましい。

### 3 測定について

$L_{den}$ による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル（仮称）の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

### 4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和48年12月27日を起点としている。

### (3) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定（千葉県告示）

昭和 53 年 8 月 29 日 千葉県告示第 695 号  
 改正 平成 3 年 11 月 29 日 千葉県告示第 1017 号  
 改正 平成 8 年 4 月 1 日 千葉県告示第 441 号  
 改正 平成 13 年 5 月 11 日 千葉県告示第 592 号  
 改正 平成 25 年 2 月 22 日 千葉県告示第 70 号  
 改正 平成 30 年 3 月 23 日 千葉県告示第 132 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

#### 地域指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定められていない地域のうち別表第 2 に掲げる工業団地を除いた地域
II	別表第 1 に掲げる区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第 2 に掲げる工業団地

#### 別表第 1

飛行場名	区 域
成田国際空港	成田市、富里市及び山武市並びに印旛郡栄町、香取郡多古町及び山武郡横芝光町及び芝山町の全域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び成田国際空港の敷地を除く。
東京国際空港 及び 木更津飛行場	木更津市及び君津市の全域。 ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び木更津飛行場の敷地を除く。
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市のうち別図第 1 に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域及び下総飛行場の敷地を除く。

備考 別図第 1 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

#### 別表第 2

名 称	市町村名	区 域
富里工業団地	富里市	立沢新田、十倉及び高野のうち別図第 2 で示す部分
松尾工業団地	山武市	上横地、松尾町借毛本郷、松尾町下野及び松尾町下之郷のうち別図第 2 で示す部分
芝山工業団地 (木崎地区)	山武郡芝山町	小池のうち別図第 2 で示す部分

備考 別図第 2 は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

#### (4) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（通知）

平成 13 年 1 月 5 日 環大企第 1 号  
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて  
[改定]平成 30 年 2 月 19 日 環水大大発 1802193 号

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

##### 記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の制定により、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、環境基本法第 16 条第 1 項の基準についての同条第 2 項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第 40 条の 2 及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

##### 別添

##### 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から生活環境を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の運航に伴って発生する飛行騒音並びに飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音をいう。
- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。
- 3 地域の指定の見直しは、おおむね 5 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成 1 年法律第 84 号）第 11 条第 1 項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」第 1 の 3 中「1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち 1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 35 年条約第 6 号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が 1 年間に当該飛行場に離着陸した

回数（緊急時の離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、同中「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急時の運航については、環境基準は適用されない。

- 5 「航空機騒音に係る環境基準について」第1の3中「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。
- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

### 3 航空機騒音に係る関係機関に対する要請等

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和46年 1月8日	新東京国際空港建設実施本部長 (運輸大臣)	知事	1 航路の設定(進入角度、飛行コース、待機飛行空域、飛行高度)について 2 運行時間の厳守について 3 騒音区域の買収について 4 学校等に対する防音工事について 5 エンジンの試運転の防音対策について 6 民家等の騒音対策に係る財源について 7 地域開発に係る財源について	
昭和46年 1月29日		大臣	対策を行う旨の回答	
昭和53年 11月25日	環境庁 大気保全局長	知事	1 環境基準(WECPNL)の見直しについて 2 環境基準の類型区分の見直しについて 3 環境基準に係る改善目標(中間目標)の達成について(昭和53年12月26日まで) 4 環境基準達成年限(昭和58年12月26日)の繰上げについて 5 監視測定の実施主体等について 6 低周波空気振動対策について	環境基準の地域類型あてはめ告示(昭和53年8月29日)
昭和54年 1月30日	知事	局長	環境庁大気保全局の見解を回答	
昭和53年 11月30日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 環境基準に係る改善目標(中間目標)の達成について(昭和53年12月26日まで) 2 環境基準の早期達成について(昭和58年12月26日まで) 3 低周波空気振動対策について	
昭和54年 1月29日	知事	総裁	公団の対応状況を回答	
昭和56年 11月19日	新東京国際空港公団総裁	知事	1 飛行コースずれの改善 2 飛行コース監視測定の実施	昭和55年飛行コース実態調査結果による
昭和58年 10月6日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)を控え
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和58年 10月7日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和59年 6月21日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 低騒音型機の積極的導入 3 飛行コースの遵守指導 4 空港周辺騒音対策の推進	環境基準の達成期限(昭和58年12月26日)後の実態調査結果(一部地域で基準を超過)を踏まえて
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
昭和59年 6月26日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
昭和60年 11月11日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	昭和60年度夏季調査において飛行コースずれが多く見られたため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
昭和60年 11月27日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
昭和63年 8月19日	新東京国際空港公団周辺対策部長	環境部長	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	昭和62年度実態調査において一部環境基準を上回る地域があり、飛行コースずれも一部見られたため
平成元年 11月20日	運輸省 航空局長	知事	1 深夜早期時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 航空機の低騒音化技術開発の促進 4 空港周辺騒音対策の推進	昭和63年度実態調査及び固定測定局測定結果（一部環境基準を上回る地域があり、騒音法区域外での75WECPNL超過も見られた等）に基づき
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導 3 空港周辺騒音対策の推進	
平成元年 11月28日	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成3年 12月20日	運輸省航空局 新東京国際空港課長	部長	1 航空機低騒音化のための技術開発促進 2 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 3 飛行コースの遵守指導	
	新東京国際空港公団周辺対策部長	部長	1 深夜早朝時間帯の飛行便数低減 2 飛行コースの遵守指導	
	環境庁大気保全局企画課長	部長	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成5年 5月14日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成3年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	新東京国際空港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導	
	環境庁大気保全局長	知事	関係機関等に勧告等の措置を講ずるよう要請	
平成8年 1月23日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	平成6年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成8年 1月23日	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の 防音対策の拡充	
	環境庁大気保 全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	
平成10年 2月12日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促 進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための 指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行方式の確立	平成8年度にお いても引き続き 環境基準の達成 率が低い状況に あるため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等の 防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	
平成11年 2月8日	運輸省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促 進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための 指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行方式の確立	平成9年度にお いても引き続き 環境基準の達成 率が低い状況に あるため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等 の防音対策の拡充	
	環境庁 大気保全局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に 係る協力依頼	
平成13年 2月20日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促 進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための 指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行方式の確立	平成11年度に おいても引き続 き環境基準の達 成率が低い状況 にあるため
	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便 数の低減飛行コースの遵守を始めとする騒 音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音堤等 の防音対策の拡充	
	環境省 環境管理局長	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係 る協力依頼	

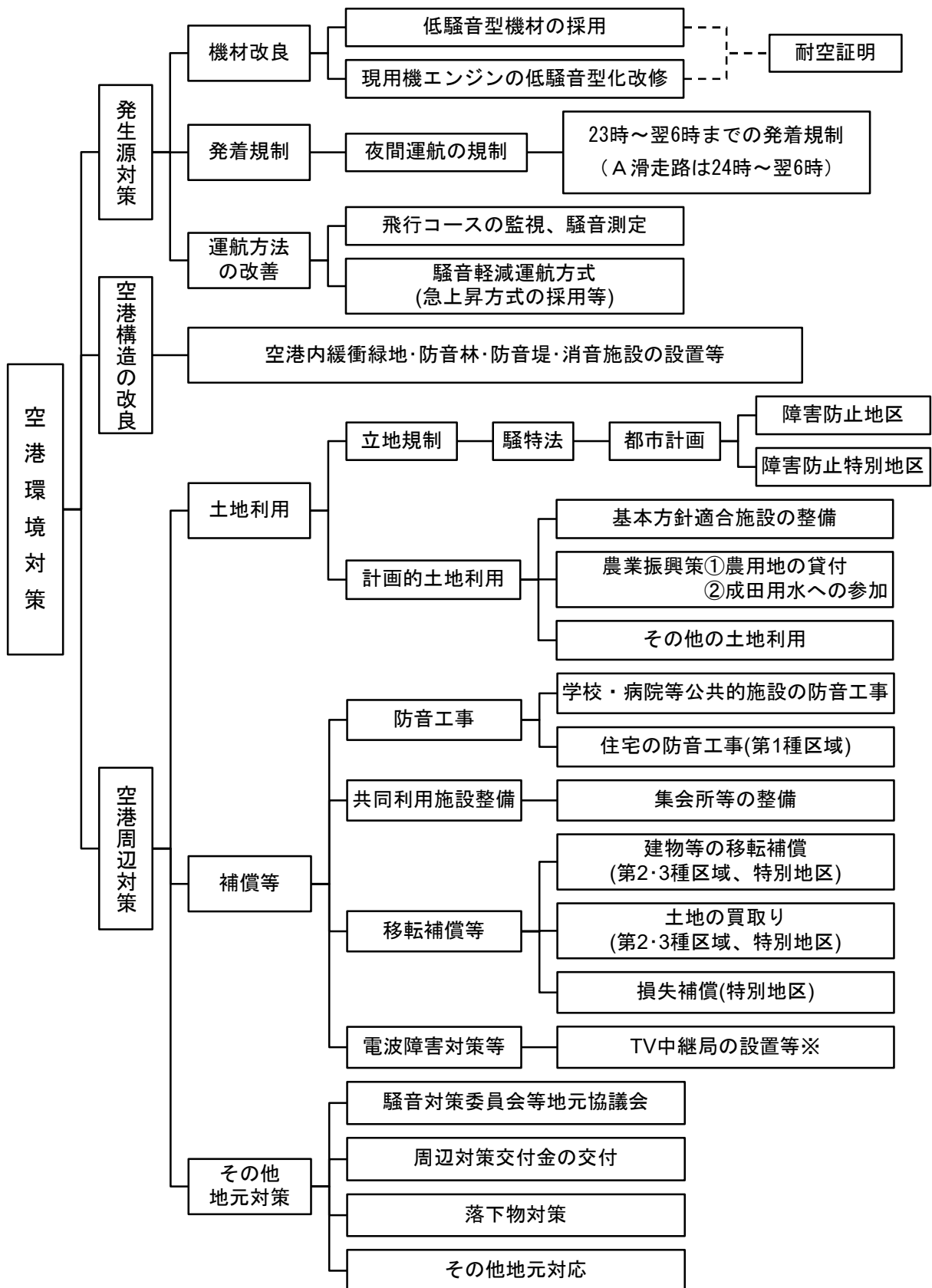


年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成16年 2月27日	新東京国際空 港公団総裁	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行の実施の指導 2 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成14年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
平成16年 3月1日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化に対する技術開発の促進 2 低騒音型新鋭機の導入促進を図るための指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の確立	
	環境省 環境管理局长	知事	運輸省及び新東京国際空港公団への要請に係る協力依頼	
平成18年 3月27日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底 2 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成16年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成20年 3月25日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する飛行便数の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	平成18年度においても引き続き環境基準の達成率が低い状況にあるため
	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化のための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯における航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音軽減運行方式の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成22年 3月30日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港敷地内外における防音林・防音提等の防音対策の拡充	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成 22 年 3 月 30 日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の低騒音化を図るための更なる技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導	
	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
平成 24 年 3 月 21 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機の一層の低騒音化及び飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
平成 24 年 3 月 27 日	国土交通省 航空局長	知事	1 航空機の一層の低騒音化を図るための技術開発の促進 2 空港及び航空会社に対する低騒音型機材の導入促進の指導 3 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守を始めとする騒音低減運行方式の指導 4 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進の指導	
平成 26 年 2 月 14 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	1 深夜・早朝等の時間帯に離着陸する航空機騒音の一層の低減、飛行コースの遵守をはじめとする騒音軽減運航方式の徹底 2 低騒音型機材の導入促進 3 空港内における航空機騒音（地上音）の一層の低減対策の推進及び空港敷地内外における防音林・防音堤等の防音対策の拡充	
	平成 26 年 2 月 21 日	国土交通省 航空局長	知事	
平成 26 年 2 月 21 日	環境省水・ 大気環境局長	知事	国土交通省及び成田国際空港株式会社への要請に係る協力依頼	
	平成 28 年 3 月 22 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	

年 月 日	宛	発	要 請 要 旨	備 考
平成 28 年 3 月 23 日	国土交通省 航空局長	知事	成田国際空港に係る施策の実施の際、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための施策についても併せて実施するよう要請	
平成 30 年 1 月 22 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	低騒音型航空機の更なる導入促進など、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための対策をより一層講じるよう要請	
平成 30 年 1 月 23 日	国土交通省 航空局長	知事	成田国際空港に係る施策の実施にあたり、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための施策についても併せて実施するよう要請	
令和 2 年 1 月 29 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	低騒音型航空機の更なる導入促進など、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための対策をより一層講じるよう要請	
令和 2 年 1 月 30 日	国土交通省 航空局長	知事	成田国際空港に係る施策の実施にあたり、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための施策についても併せて実施するよう要請	
令和 4 年 2 月 9 日	成田国際空港 株式会社代表 取締役社長	知事	低騒音型航空機の更なる導入促進など、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための対策をより一層講じるよう要請	
	国土交通省 航空局長	知事	低騒音型航空機の更なる導入促進など、空港周辺における航空機騒音の影響を軽減し、地域住民の生活環境を向上させるための施策をより一層講じるよう要請	

#### 4 成田国際空港周辺における環境対策の体系



※平成 23 年 7 月の地上デジタル放送への移行に伴い、対策は終了している。

## 5 用語の説明

### (1) $L_{den}$ (時間帯補正等価騒音レベル)

個々の航空機騒音の  $L_{AE}$  (単発騒音暴露レベル) に夕方 (午後 7 時～午後 10 時) の  $L_{AE}$  には 5 デシベル、深夜・早朝 (午後 10 時～午前 7 時) の  $L_{AE}$  には 10 デシベルを加え、1 日の平均を次式により算出したもの。

(算出式)

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

$L_{AE,di}$  : 午前 7 時から午後 7 時までの  $i$  番目の  $L_{AE}$

$L_{AE,ej}$  : 午後 7 時から午後 10 時までの  $j$  番目の  $L_{AE}$

$L_{AE,nk}$  : 午前 0 時から午前 7 時及び午後 10 時から午後 12 時までの  $k$  番目の  $L_{AE}$

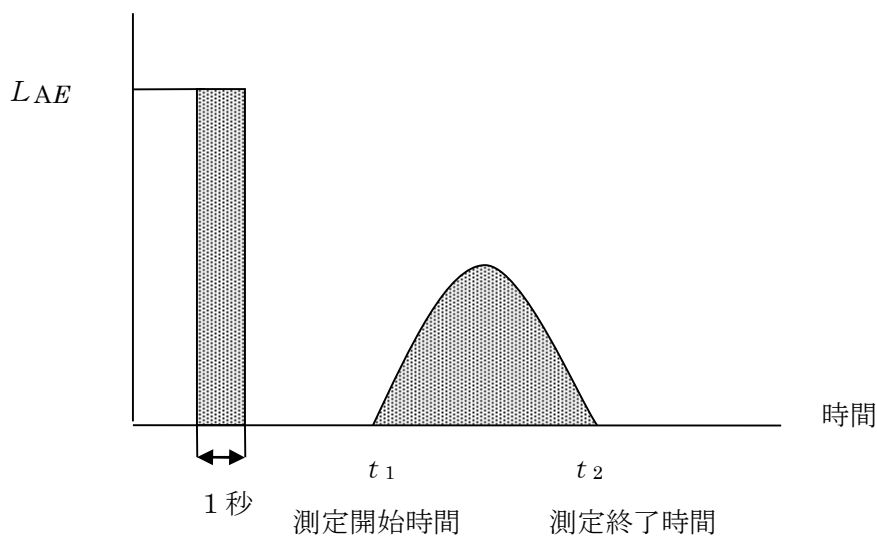
$T_0$  : 1 秒

$T$  : 86,400 秒 (= 24 時間= 1 日)

### (2) $L_{AE}$ (単発騒音暴露レベル)

単発的に発生する騒音の全エネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル

騒音レベル



### (3) WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位で、平成24年度までの「航空機騒音に係る環境基準」の評価に使用されてきた。

環境基準値はⅠ類型の地域が70以下、Ⅱ類型の地域が75以下とされ、各類型を当てはめる地域は都道府県知事が指定していた。

$$\text{(算出式)} \quad \text{WECPNL} = \overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{\text{dB(A)}}$  : ピークレベルのパワー平均値

$N$  (加重回数) :  $N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

$N_1$  : 0時から7時までの航空機騒音発生回数

$N_2$  : 7時から19時までの //

$N_3$  : 19時から22時までの //

$N_4$  : 22時から24時までの //

### (4) パワー平均

騒音の大きさ(騒音レベル)は、一般には騒音計の周波数補正回路A特性で測定した値をいう。(単位はdB)

騒音の大きさは、物理量である音のエネルギーを対数で圧縮し、取り扱いやすい数値としていることから、その平均は、それぞれの騒音レベルを一度エネルギー量にもどして算術平均したうえで対数圧縮して求める。これをパワー平均という。

(計算式)

$$\overline{\text{dB(A)}} = 10 \log_{10} \left[ \frac{1}{n} (10^{L_{A1}/10} + 10^{L_{A2}/10} + \dots + 10^{L_{An}/10}) \right]$$

$\overline{\text{dB(A)}}$  : 騒音レベルのパワー平均値

$L_{A1}, L_{A2}, \dots, L_{An}$  : 1回ごとの騒音レベル

$n$  : 騒音発生回数

## 6 測定結果等の HP 公開情報

### (ア) 千葉県

- ・ 航空機騒音測定結果報告書（年報）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/toukeidata/aircraft/index.html>

### (イ) 公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

- ・ 航空機騒音測定結果（測定局別）

[https://www.nrt.or.jp/sokutei/sou\\_kekka.html](https://www.nrt.or.jp/sokutei/sou_kekka.html)

- ・ 航空機騒音測定結果（年報）

<https://www.nrt.or.jp/sokutei/nenpoumenu.html>

### (ウ) 成田空港株式会社（N A A）

- ・ 飛行コース

<http://airport-community.naa.jp/course/>

- ・ 騒音値リアルタイム表示

<http://airport-community.naa.jp/noise/>

令和3年度成田国際空港周辺  
航空機騒音測定結果報告書

令和5年2月  
千葉県環境生活部大気保全課  
特殊公害班  
千葉市中央区市場町1番1号  
電話 043(223)3805